

平成9年第2回沼田町議会定例会会議録（1日目）

平成9年6月19日（木）午前10時05分開会

1 出席議員

| | | |
|----|-------------|-------------|
| 議長 | 4番 吉尾政春 議員 | 1番 谷口清治 議員 |
| | 2番 橋場 守 議員 | 3番 大沼恒雄 議員 |
| | 5番 吉田俊一 議員 | 6番 吉田好宏 議員 |
| | 7番 森井章夫 議員 | 8番 横山峯生 議員 |
| | 9番 野 道夫 議員 | 10番 久保 寛 議員 |
| | 11番 山木一男 議員 | 12番 杉本邦雄 議員 |
| | 13番 室田俊朗 議員 | 14番 中村 進 議員 |
| | 15番 山田英次 議員 | 16番 伊藤 初 議員 |

2 欠席議員

な し

3 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|-------|--------------|-------|
| 町 長 | 篠田久雄君 | 監査委員 | 岩寺一之君 |
| 教育委員会 委員長 | 山本秀雄君 | 農業委員会 会 長 | 小西義光君 |

4 町長の委任を受けて出席した説明員

| | | | |
|-------|-------|------------------------|-------|
| 助 役 | 西田篤正君 | 収入役 | 篠田繁彦君 |
| 総務課長 | 市橋忠晴君 | 財政課長 | 平木昭良君 |
| 産業課長 | 矢野 潔君 | 水道課長 | 清水勝之君 |
| 民生課長 | 半田昭雄君 | 振興室長 | 中村幸雄君 |
| 建設課長 | 藤間 武君 | 和風園園長 | 三上洋一君 |
| 旭寿園園長 | 松田 剛君 | 桜園センター デベロップメントセンター | 佐藤幸一君 |

5 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 教育長 | 久本博美君 | 次 長 | 野原耕次君 |
|-----|-------|-----|-------|

6 農業委員会々長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 石脇敏彦君 書記 富士原 智君

8. 付議案件は次のとおり

| 議件番号 | 件名 |
|--------|---------------------------------------|
| | 会議録署名議員の指名 |
| | 会期の決定 |
| | 議長諸般報告 |
| | 町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告 |
| | 一般質問 |
| 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第29号 | 沼田町道路線の認定について |
| 議案第30号 | 沼田町課設置条例の一部を改正する条例について |
| 議案第31号 | 沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第32号 | 沼田町公園条例の一部を改正する条例について |
| 議案第33号 | 普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例の一部を改正する条例について |
| 議案第34号 | 沼田町公営住宅条例について |
| 議案第35号 | 沼田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第36号 | 平成9年度沼田町一般会計補正予算について |
| 議案第37号 | 平成9年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| 議案第38号 | 平成9年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について |
| 議案第39号 | 平成9年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について |
| 議案第40号 | 平成9年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について |

| 議件番号 | 件名 |
|--------|--|
| 議案第41号 | 平成9年度沼田町水道事業会計補正予算について |
| 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 報告第2号 | 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について |
| 報告第3号 | 株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について |
| 報告第4号 | 沼田町土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について |
| 報告第5号 | 財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について |
| 陳情第2号 | 義務教育費国庫負担法一部適用除外に関する陳情について |
| 議案第42号 | 沼田中学校グラント改修工事外1請負契約について |
| 議案第43号 | 町道恵北幹線高島2号橋架換工事請負契約について |
| 意見案第4号 | 北海道開発体制に関する要望意見書(案)について |
| 意見案第5号 | 郵政三事業の現行経営形態の堅持に関する意見書(案)について |
| 意見案第6号 | 国立病院・療養所に「看護婦の二交替制勤務」を導入させないことを求める要望意見書(案)について |
| 意見案第7号 | 義務教育費国庫負担法一部適用除外に関する要望意見書(案)について |

(開会宣言)

○議長(吉尾政春議長) これより本日をもって招集されました、平成9年第2回沼田町議会定例会を開会致します。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長(吉尾政春議長) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により8番横山議員、11番山木議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長(吉尾政春議長) 日程第2、会期の決定を議題と致します。お諮り致します。本定例会の会期は、本日から20日までの2日間として、お配りしました会期日程表のとおりに致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日から20日までの2日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長(吉尾政春議長) 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査、結果報告書を提出しましたのでご覧願います。

○議長(吉尾政春議長) 日程第4、一般行政報告を議題と致します。始めに町長。

(町長登壇)

○町長(篠田久雄町長) [別冊行政報告書朗読]

○議長(吉尾政春議長) 次に教育長。

(教育長登壇)

○教育長(久本博美教育長) [別冊行政報告書朗読]

○議長(吉尾政春議長) 以上で、行政報告を終わります。休憩を致します。

直ちに全員協議会を開催を致しますので、議員控室にお集まり頂きたい。尚、午後は1時30分を開会

予定を致しております。

10時19分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

13時33分

○議長（吉尾政春議長） 日程第5、一般質問を行ないます。始めに町長に対して通告順に順次発言を許します。

12番杉本議員、国の行財政構造改革問題のイ、ロ、ハ、3点一括質問してください。

○12番（杉本議員） 12番、杉本邦雄です。国の行政、財政構造改革案での政府決定における次年度以降の町の財政、経済活性化の影響とその対策について伺いを致したいと思います。

3点ほど上げてございますが、まず最初に町の行政改革の答申の冒頭に国債の危機的状況の中で、地方自治体への影響を予測されている、この事をうたってございます。また、国の将来の行革、財政改革絡みの中で地方交付税制度の見直しも討議と、こんな事でありましたけども、早い時期での諮問でございます。従いまして、短時間では諮問に答えられないと、こんな事で検討がされていないようでございます。9月に諮問して3月に出されておりますが、これ等を踏まえてまず1点は今回、今冒頭に申し上げました通り政府案の決定、更に後日に自民党案が決定致しました。これが9月の国会での審議になると思っておりますが、自民党までも決定したということについてはこの中身が大幅に変わることはないであろうと、こんなふうに考えます。従いまして、これ等が大幅に変わらないとすればやっぱり速急に町の行政改革の方々に諮問をして、これ等についても十分に検討して頂くと、こういう事の対策も速急になさるべきでないかとこんなふうに考えてございます。従いまして、その考え方について伺いをしたいと思いますし、更に国に対して町長、特に空知管内、或いは道におきましてもそのまとめ役という立場の中の町長の手腕が発揮されているとこであります。従いまして国に対して、特にその北海道の産業基盤の弱い自治体が多いなかでどういうふうに国に働きかけ、対策を練るのかと、この点についてまず冒頭に伺いをしたいと思います。

まず社会保障費の自然増の削減、対応と、こんな事で自然増の増えた分、これ等については約3千億ほど削減していくと、こういう事でございます。従いまして、一般サラリーマンから高齢者まで幅広く負担金を削減した分を取っていくと、こういう事でございます。そんな中では、特に沼田町においても約25%近い高齢者がいるわけです。こういった中でこの負担というものは、特に高齢者、年金生活をされている方は大変であろうと、こんなふうに考えております。この健康保険、或いは医療保険の改正の中で一番問題になるのは何かということでございますが、これは特にその医療制度の問題、診療がして

出来高払いというこの制度、更にこの大きな中身にはこれともう一つは薬価差益ですか、こんな事で特に深川管内の税務署の所得番付の中でも個人病院の病院長がすべてが入っているくらい、それほど儲かるというんですか、それだけの何というんですか、利益があるというふうに考えるわけですが、そういった抜本的な改正をしないでただ一般市民から金を取ると、金を取るというんですか、言い方ちょっと悪ければ徴収するというんですか、こういう事になると思うんですが、こういった抜本的な改正をしないで国の方からこういう決め方をするという事について町長の見解と、これからの対策をどうするのかと、こんな事をまずこの1の中で伺いたいと思います。

次の中では特に公共事業費のカット、これ等については更にこれ等に併せて規制緩和、更に北海道開発庁の存続の問題、こういった中で北海道は特に社会資本が更に充実していないと、こういった中ではどうしても公共事業に依存しなけりゃいけないと、こういった北海道の状況、更に地方においては尚更であります。そういった意味で、先程言いましたように町長としてその見解とこの対策、これ等について伺いをしたいと。

更に3番目におきましては、毎日新聞で出ておりますし、これも私も担当分野の中で農業に対する非常に予算額が、もう現在最高時から比べますと4分の1に国の予算がカットされております。更に農産物関係の前年同額以下、こういう事で我々の沼田の第一次産業であります農業については大変なダメージを受けてございます。言うまでもなく、昨年度の米価の1.1%を皮切りに今年の入荷2%、麦価が、0.95%、これから出る畑作産品、その他についてもこれに右ならえの下降ぶりは間違いないと思います。我々も精力的に運動はしておりますけれども、行革絡み中でカットをする。こういう前提の中で6年振りにこういうカットの並びが出てきてございます。更に自主流通米ということで、現在ホクレンと農協も頑張っておりますけれども、何と云っても300万t近くの余る米、これからはじき出された北海道米、こんな事でございます。従って現在は北海道のきらら、秋田こまち、これ等も買手を探さなけりゃ買ってくれないとこういう状況です。従いまして、マルチの生産払いについても現在1万5千ほどの昨年度の仮払はなされております。この中で北海道としては24億の基金を取り崩して何とかこの仮払に併せて精算しようと、こういう事で今年は何とかなりそうです。しかしながら来年度以降は1俵につきなんぼという基金積立をしながら、それ等に充当しなければ15千円はキープできないと、実質もしかすると13千円代もありえるよというホクレンの担当者の言い方であります。こういうふうになりますと、大変な状況になってくるわけです。そこで、やっぱり基本的には何とかその地場産業の中で、特に雪中米ということで沼田も頑張っておりますけれども、このブランド名を生かしたなかで食品加工、特に米の加工ですね、これ等については産民の中でも何回か意見を具申しておりますけれども、中々難しい要素もあります。しかしながら、こういった落ち込みのなかで一番頑張れるのは食品加工の中で加工です。加工する

ことによって価格をキープすると。更に町内の雇用もたくさん取れると、こういうふうになると思います。そういった意味で、速急には出来ないよという一つの国への訴え方、更に農業基本法が今見直しされております。これは審議中ではありますが、この中でデカップリングというんですか、所得直接補償ということは農家の今の価格体系で農家が維持できない場合については外国で、ヨーロッパ等でやっているように所得を上乗せすると、こういう制度であります、こういったものをきちっとこの制度の法案の中に入れてもらうと、こういった働きかけ、農団は一生懸命やっておりますが、町長としてもこういった地域性を考えるとこれ等もきちっとこの法案のなかに入れてもらうと、そういう運動もきちっと国に対してやってもらわなければいけないと、こんなふうには思っておりますので、順次いきたいと思いますが冒頭にその国等に対する見解と町長の行動をどう示すかと、この点について伺いたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 只今のご質問のように、この国の行財政構造改革問題につきましては、非常にこの地方に、或いはまた国民にかなりの負担を求められるというような事になって参ります。23日からもそうありますけれども、これは全道町村会、今までも国に、北海道の場合、まだこの100年の歴史という事でまだまだその国がみなければこの本州との格差があるという面で、もちろん農業の問題もそうあります、そんな事で国には要請をしております。今後、23日からは全道町村会で要請するし、24日は町職会ということで全道の与党出身の議員さん方との懇談会、この中でも北海道の課題について申し上げておくというふうに取り組んでいるところであります。今、申されました1番目の社会保障費の関係でありますけれども、これもご案内のようにこの今変えようと致しておりますが、これはいろんな医療費の問題がやっぱり高齢化してくるのに従って高くなっていくという事で、個人負担も1割から2割の負担になっていくとかという問題もあるし、そういった事につきましては私どもは、いや国の財政がどうしてもいのかとも言えませんが、如何に予防医療に一層力を入れていかなきゃならんだろうということで、行政として取り組んでいるのは今年もこの在宅介護サービスセンターなんというものを作って地域の高齢者に対する対応、更にまたこの予防医療という事につきましては今日の行政報告でも申し上げましたように、地元の厚生病院にかかって頂く場合はなるべくはやっぱり35歳から64歳まで全体です、大いに検診をして頂いて早期発見、早期治療という方向に向けていく、いうふうにこの予防医療に力を入れていかなきゃいかんだろうと、そういうふうな取り組み方をさせて頂いているところであります。

それから公共事業の7%カットによる地域の影響でありますけれども、これも次の問題も影響はありますけれども、特にこの北海道の場合は今開発庁、一番先にやり玉に挙がっております。それは全国的に見

でも政治的にもやっぱり北海道の場合は残念ながら弱いと、そういった与党の中でも2つに割れるという事がたまたまある訳でありますから、そういった点では非常に北海道の場合はこの北海道開発庁そのものが狙われる所以はそこにもある訳でありまして、じゃ沖縄開発庁があるけども沖縄は特殊事情だというふうに国民が既に認知をしている訳でありますけども、北海道の場合は今のこの与党の方々でも今のままで存続というのは出来ない、言いだしもできないというふうに言われております。それでひとつの大臣はいないということは、やはり1兆数千億という公共事業が担保されていたのがそれがなくなる訳でありますから、形は公共事業発注庁と一本になるのか、或いはどういう形か、もっと機能を充実したものをやはり北海道、この名称は替わっても機能を充実したものにして欲しいということを私どもも国に、或いは地元選出国會議員には相当働きかけを現在もしているところでありますが、どうも議員一人一人の考え方もまちまちなので、もう一つは今の開発庁に対してもただ「存続せよ」、「してもらおう」というのでなくて、こういう形でこそ残れるという自らがやはり考えていかなきゃいかん、通産は石炭部を切り捨てると、中に入れてしまうと、石炭部というのがあるんですけど、私どもこの産炭地域も色々恩恵を受けております。通産省も自らをスリム化しようとしております。開発庁もなんらかの形で残るためには新しい考え方を出さないと駄目だということを私どもも申し上げているところでありますけども、北海道全体が町村会としては何とか名称が替わってもこの形は残してもらわないといかん、というふうにこの、これも行動を起こしているところであります。それともう一つは、公共事業につきましては町の振興計画があります。私どもは、これが1町で解決しようと思うんでなくて、これからの生き方というのは私の町はこの3町協議会もありますし、更に北空知広域圏もかなり内容を充実したものにしていこうという事で最近会議を非常に多くしながら、しかもこの各町協力し合っていくと、1町で各町同じものを作らないというふうな方向で協力し合っていく、お互いに補完し合っていくということでのこれからの生き方になるだろうと、その事がこの公共事業が一部カットになってもそれはより有効な手段として各町がやっていけるのでないかと。ただ、この進めていくにはやはり国を説得するだけの、このしっかりした地域活性化がこの事業を行なうことによって、このように出来るという、ただ何となく出すのでなくて、しっかりしたこの青写真を作って説得していくというふうになれば7%カットといっているけども、そう影響のない方向に持っていくことも出来るのでないかというふうに思っております。何れにしても、むしろ私は国全体としては無駄なものはなくしていくということも大切でないかと、そのように思っております。

それから3番目の課題でありますけども、これが一番私どももこの気にしているところであります。このまま国が言うような方向になるとすれば、やはりこの各種奨励金というものが減っていくとすれば町全体の農業所得というのがやっぱり落ち込んでいくということになる訳でありますから、やはりこの

農業者が農業が再生産できるような方向、こういったものがやっぱり絶えず要求していかなきゃいかんし、農業というものはもう一度どう見ているのか、もう一回やっぱり国にもしっかり考えてもらわなきゃいかんということで、これも私どもの町村会の行動の課題の一番柱に据えながら運動をしているところであります。そこで本町として取り組んでいるところは、この21世紀高生産事業ですか、これが大方網をかけながらこの事業を進めていく。但し、これもウルグアイ・ラウンド対策については2年間延長、総枠は変えないでという事でありますから、これはやっぱりこの受益者負担が増えていく、そういう傾向にあるわけでありますけども、これをどう食い止めていくかという事もこれからの運動のひとつだとそのように思っております。そんな事で取り組んでおります事をご理解賜りたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再— ちょっと質問した中で2点ほど抜けていると思うんですが、沼田町の行革の審議を、諮問を続けるかどうかということで、これは後でお答えを頂きたいと思いますが、特に1の問題についてはさっき抜本的な問題で2点ほど上げて、診療費の出来高払いとか薬価差益、これ等が大きな原因をして毎年1兆円ずつ医療費が上がっていくというその問題です、これ等辺りはきちっとこう中央へ行ってこれ等の事を改革してもらう、この事がなければただ1兆円ずつ診療費が上がるので国民負担をするという基本的な問題が町長、また認識が十分でないこんなふうに考えますので、この辺きちっと対応をして頂きたいというふうに考えます。そこで町としても国保会計を担っている訳です。そういった中で、どうしてもその交付金がこれからカットという前提で色々とマスコミで報道されておりますし、また現実に交付金が今まで通りということを目指すのも若干無理な国の財政だと、こんなふうに考えます。そうなりますと、恐らく今国保の方に繰り入れている金とか、国庫補助金の額も町から出す金も大変ですし、国からくるのも少なくなってくるという事が考えられますとこれ等の事について抜本的に国の中で改革して頂けなければとうてい町としても大変であると、こういう認識だというふうに考えます。従いまして、この辺をしっかりと認識しながら国の方の対応をして頂きたいと、こんなふうに考えます。更に、先程厚生病院の話も出ておりましたけれども、私が提案したいのは特に年金等の2,000千円以下ぐらいの所得でやっとな生活をされていると、こういう高齢者の低所得者の方、これ等についてはやはり町としてもまあ1千円ほどの負担金が2千円ほどに上がる訳ですけれども、これは月500円ずつ4回ということは2千円ぐらいですか、こんな事で上がるわけですけども、そういった本当に大変な方については特に厚生病院に行く方はこれ等はもう全部町でみてやると、これぐらいの町長の考え方があってもいいんじゃないかと、こういう事になりますとそうは大幅に人数が増えるというふうには私もちょっと調査を考えたのですがなかなか難しいと、個人名まであげて調査しなければいけませんので、我々の段階では調査出来ませんが町ではきちっとそれ等を把握されていると思います。従いまして

100円、200円が大変な高齢者で低所得者の方、更に厚生病院を利用する方と、こういった方については町で面倒をみるよと、これ位の町長の気持ちがあつていいんでないかと思しますので、それ等の考え方についてもお伺いをしたいというふうに考えます。

公共事業の関係については町長さん、特に得意分野に多少入るのかと、そんな事で答弁されておりましたけども、ただ最後に出てきた言葉が「あまり影響がないかもしれないよ」と、これについては私もちょっと疑問符が残るわけです。将来大幅に影響が出てくるのでないかと。ということは、私の農民協会で毎年土建業、或いは土建業と総体限りませんが、農家の方の農外所得約2億あります。そういった中で多い人は4,000千円、少ない人でも1,000千円と、こんな事で特に建設業、或いは町でそれぞれ行なっている加工業、或いはいろんな井原水産とか色々稼ぎにしておりますけども、この2億の金というものは特に農家の経営が苦しい方にとっては大変な金額であろうと思います。そういったものが7%カット、或いは公共事業の補助金の50%という考え方としますと15%カットという場面もあると思います。従いまして、これからの建設、運輸、農水から出てくる公共事業については大変なカットの部類に入ると思います。従いまして、カットされれば何とか企業も一生懸命やりたい訳ですから、それ等の2億の金を何とかへずる、或いは人員整理する、こういう事になってくると思います。従いまして、あまりこの公共事業だけに依存しているとこういった我々と共にする農家の方、或いは離農された方もやはり大変な目にあうと思うわけです。従って、地場産業をどう育成するかということは基本的に考えられて対策を練っていくと、これがひとつの町としての基本でないかと、ヒロポン注射を打つぐらいの公共事業をもってくるんだという考え方がずっと長く続くか、続かないか、そういう事を考えますと何としても地場産業を加工分野を含めてやっていくと、こういう姿勢をきちっとこう出して頂きたいと、こんなふうに私は考えます。3番目の関係と重複致しましたけれども、特に私の調査の中で4月決定致しました道の振興条例、この中の3節の9条の中に農産物の付加価値向上のために振興をするという事で、これ等については流通、加工、施設の整備と、更に18条の項目の中で「財政措置をします」と、こうきちとうたっている訳です。これ等を十分道のなかで今回の条例を作った訳ですから、これ等を利用しながら沼田の米の加工、「これ等もきちっとやるよ」と、「努力するよ」と、こういう姿勢は町長のなかの答弁の中に出てくることを期待して質問をさせていただきます。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 食品加工というご質問でありますけど、なかなか私は結論から申し上げて難しい問題。これは大企業やいろんなやっぱり採算のせるための研究開発というのはやっております。小さな自治体だけでは開発して、じゃあ米を加工すれば高利益出るというなかなかそんな訳にはいかない、ただ私はうちの町が全ての売り上げ、公共事業の土木建築業のこれは受注高になりますけども、農業も

全て含めて農業は50億目標にしている、それもまたそのうち土木、建築の受注高も50億、これは国も含めてこの沼田の中で行なわれている工事高をいふなればそうであります。そして、それだけに今杉本議員さんがおっしゃったように、この町内に働く方々の影響力もカットされることによって相当受けるわけですが、そのそこで製造加工が70億から80億あるわけであります。あとは小売業者、卸がありません、小売業者の売上高、飲食店もその中に入っております。ということで300億弱かと思っておりますけれども、ですからその中の今のこの公共事業を受注するウエイトというのは非常に高い訳であります。そこで私は町の行政にとって7%カットされても影響のない方向にもってかきやいかんというふうに申し上げたのは、町の行政としてはそれは何故かというときちつとこういうふうになればこの地域の活性化になるという、国を説得できるだけのちょっとした青写真を持っていくから影響はないというふうに申し上げている訳で、むしろ要らないことをするよりも必要なことをしてなかなきゃならない、逆にもっと国はカットするだけでなくて早い時点で見直しも必要であったのではないかと、私はそのように思っております。ただ業者の方々に絶えず申し上げていることは、やはりこの地域の中に、地域社会に認められる生き方、経営の仕方、そういった事をして頂きたい。ただ、国からも税金によって仕事をする、それで会社が太った、それは自分の力だけでやったというふうには認識しないでくれという事を申し上げている訳でありますから、かえってこれからこそ地域と共にある業者というのは生き残れるだろうと、そういうふうに思っております。また、業者にもそういう事を申し上げているわけでありませう。そこで今、食品加工というものは新たに事業を起こすというのは難しいと、しかしその製造加工業でこれから伸ばしていくことは可能性があるわけでありませう、企業誘致も含めて。ですから、その辺のところこの地域としてやっぱり考えていかなきゃならんだろうと、一番いいのはやはりこの議員さんがおっしゃったように地元で取れるものを加工する、それは一番いい訳でありますけれどもなかなか難しい。しかし、これも色々と研究していかなきゃならん課題だろうと、そのように認識を致しております。

それから医療の問題で言われておりますけれども、この確かに厚生省としても今の医療費がどんどん上がっていく、如何にこれを押さえるかということがこの医薬分業というのは今具体的にやりだしました。その治療するところで、病院で必ず薬を出していたんですけど、そうしますとその病院の裁量で非常に無駄な薬も結局出るのでないかということで医薬分業の制度を相当これから徹底して進めていくわけでありませうから、その辺の無駄も省いていくということでありませうのでしばらく見てみなきやいかん、むしろ医薬分業でやや不便になる点もあるわけですね。別なところへ行って薬を貰わないといけない訳ですから。その辺を推移をみたい、そのように思っております。

それからその、これから国の行財政構造改革に伴って町として答申を受けさせてもらった、町のこの行財政審議会の答申でありますけれども、これは後程ご質問、森井議員さんですか、出ておりますからそ

の時にお答えしようと思っていたんですけども、今各課で具体的にどう仕事をするかということでこの今検討中であります。出来るものから取り組む、どうしても出来ないものについてはなかなかこのかなり思い切った答申を頂いておりますので、すぐは取り掛かれないという点もあるでしょうが、今とにかく検討中であります。

○議長（吉尾政春議長） 12番。

○12番（杉本議員） 一再々 それぞれちょっと前向きな答えが少し出てきたかと、こんなふうに考えておりますが、特にさっきも言いましたその抜本的改革の中で出来高払い、更に薬価差益、これ等については恐らく廃止の方向にいくと思うのですが、今の時点でまた廃止までに時間が相当かかると思っています。そのチェック機能というものが無い、或いはそういうものが全然働いていない、この事がザルになっている訳です。従って、かかっただけ病院で申請すればお金が入ってくると、こういう大きなその盲点があるわけです。これ等をきちっとこう指摘しながら、国の方に働きかけて頂きたいと。そういう事でこれ等については少し前向きな話が出てきましたので、ひとつお願いをしたいと思えます。

更に3番目に致しました食品加工についても、考えていきたいというぐらいじゃちょっと弱いです。

「やります」と、ここまでいかなければ恐らく何年経っても「考えていきます」で、私も何回もこんな質問するの嫌ですから、出来れば「やってみよう」と、そういう答えが出てきてほしいんです。その事によって公共事業だけでなく、沼田としてもきちっとしたその雇用対策、或いは雪中米としてブランド、名前をあげたその米が活かされていくと、このままいくとずるずるべったりで最後は尻つぼみと、こんな事になりますから何とかきちっと「やります」と、「努力をしています」と、そういう事の答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 歯切れのいい返事というのはなかなかこれ難しい時期でありますけども、ただこの雪中米についてもこれもやっぱり皆で考え出した知恵であります。全国でこれ2番、3番だったら沼田は有名にならなかつたわけでありまして、やはり沼田が確かにこれ組合員の中にも相当やはりこの「まだそんな事早いんじゃないか」という声もあつたけども、思い切ってやらせて頂いた、その事が雪を使ったところでこれだけ有名になつたわけでありまして、これまた皆さんのアイディアも頂きながら十分やっぱり検討していかないと、問題は採算にのらなければ何にもならない訳でありますから、地域に還元できる、地域の活性化というのはやっぱりこれ等を採算にのせるためのそういうアイディアも出して頂き、またいろんな方面に情報を得ながらいいことは誰かがやっている、しかしその上をいくということは非常にこの難しさがあるので、皆さんもまたアイディアがあればまた出して頂きたいと、このようにお願いしながら努力致したいと思えます。

○議長（吉尾政春議長） 次に7番森井議員、町行政改革問題についてを質問してください。

○7番（森井議員） 7番森井です。先程杉本議員が国の行政財政審議会の中身で問題に出したんですけど、私は町行政改革問題について2、3点お伺い致します。

先に沼田町行政改革財政審議会ですか、答申なされた訳ですけども、その中身を見ますと非常にご苦労された点多々あるかと思えますけども、特に一番の事務事業の見直し、これ等について整備縮小、統廃合を考え、また外郭団体等云々ということが書かれております。この中身では少し何を言っているのか、どの部分を言っているのか少し焦点がぼけているかという感じも致します。先程国の交付税もかなり減額されるのではないのかという話でしたけども、その中で本町におかれましてはもう役目の終わったもの、そういったものがたくさんあるかと思えます。まず、今までその町長の行政改革云々という事で答申が出てからという話があったり、今回も十分検討しているというだけで町長自体この答申を受けてどのようにこれから今後、その骨子というべきものか今後の方針ですね、何をどういうふうにしていくかというような事をまず町長自体どう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 行財政改革審議会としてご検討頂いたわけでありますから、それを具体的にどう取り組めるか、しかしまあ無理な点も先程申し上げたように、無理な点もありますからその点、取り組めるところからやはりその答申に沿って取り組んでいかないといかん、いう事で課長会議をこの4月に受けてから会議をさせて頂き、今各課でそれぞれ洗い直しをしてもらいながら出してもらって、これは取り組んでいけるということを近々それぞれ各課からまた報告を受けて進めていこうと、このように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 7番。

○7番（森井議員） 一再一 先程杉本議員の中で各課ごとに検討中という事の答弁がありましたけれども、なかなか一回自らやった事業を整理縮小するという事はかなり勇気のいることではないかと思えます。その中で特に問題だと思っていることは、外郭団体のこれは例ですけど五カ山の模範牧場ですとか、例えば過去10年間の受入れ頭数を調べると平成5年度から激減して、6年、7年、8年、9年度はかなり町内受入れが少なくなっております。こういったものも畜産振興、振興するのであれば思い切った事をやらなければなかなか復帰出来ないと思えます。また、どうしても農家がどんどん、どんどん畜産農家が減って行って今後やっていけないものであれば何かやはり考えを変えてやらなければいけないのではないかと思います。この模範牧場の町から17,000千円あまりですか約、持ち出しをしております。そういった事も踏まえて町長はどう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 牧場につきましては、これは従来出発点がやっぱり農家の畜産振興につないでいければという事だったんでありますが、まだ北竜町のこともありますけども、北竜町においてはかなり利用もあるようではありますが、本町においてはあまり進んで行かないというのが実態で、じゃ牧場の役割は全部終わったのかといいますと、やはりこの現在牧場に牛も相当いるわけでありまして、この牧場の堆肥製造ですか、その面においても役割をひとつは果たしている点があるわけで、農家がどんどん増えていかないからじゃ牧場の整理をしてしまってもいいというふうには思っておりません。まだこの町がいろんな事業をしております。加工場とか、自動車学校とか、或いは温泉とかそういうふうにしております中で一番この牧場についてはこの町の持ち出しをしております。それだけにこれは如何に持ち出しがしない運営が出来ないか、この中身を変える。変えるということは、ひとつはこの牛の収入益だけでなく、どう観光にも含めて幅広くこの中身を変えていく事が出来ないか、これを昨年からいろんな方々取り組んでもらって今議論をして頂き、そんな経過もある訳ですから今度ももう一度そういった点で利益を上げるべく事が出来ないかを考えていかなきゃいかん。私はあの 280ha に及ぶ広大なところが牧場という形で非常にひとつの景観という点では大いにやっぱり牧場はこの地域に貢献している、そんなふうに思っておりますから牧場がなくてもいいとは思っていないので、中身を変えていくことにひとつ検討を加えていかなきゃならん、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次に15番山田議員、交通問題についてを質問してください。

（14時13分 大沼議員退室）

○15番（山田議員） 15番山田です。第一点の交通問題につきまして質問したいところ思っております。皆様もご承知のとおり、毎日の報道による悲惨な交通事故、それから死亡事故等々が報道されておりますが、本町におきましては1500日が先日達成されました。今1529日ですか、そういう事で大変町民一丸となって交通安全に取り組んでこういう成果を上げているところだろうと、こういうふうに思っております。それで質問の内容は、交通運動の拠点となる本町4丁目の坂井自転車屋さんの横にある詰め所という表現が正しいですか、指導員の詰め所の問題で前回の定例の時にも質問したわけでございますけれども、地権者というんですか、土地の持主の理由でそこをちょっと空けてくれと、そういう事やはり沼田の一等地であるので美観に損なうのもうちょっといいものに替えたらいかがという事であの部分を取り壊したと、いうことで前回はお伺いしたんですけれども、やはりあそこにあうものがあって私達も十数年間その運動に参画させて頂いて、やはり拠点があるということが運動のやはり足掛かりもつかめる部分があるんですけれども、今年4月から一生懸命またそれに取り組んで街頭啓蒙もやっているんですけれども、なかなかピンとこない部分がございます、さてどこに集まってどうやってやっているのかと、それから先日の赤色回転灯の運動におきましてもやはり何にもない指導員さんが

持ち寄った軽自動車に赤ランプの点滅をしても様にならないという表現がいりんですか、なかなかそういう事で安全運動の啓蒙にも一つ物足りない部分があるかと、こう思っております。そういう事で再度の質問で申し訳ないんですけども、あそこをやはり地主さんが売るとか、売らないとかという問題が未だ解決してない部分があつて、ひょっとすると町がお買上頂ければあそこに広い土地がございますので、交通指導員の拠点もさることながら交通安全対策の一貫として駐車場等々の問題も解決するのではないかと、こういうふうに思っております。そういう事でお伺いしたいと思いますし、もし土地の問題が馱目であれば移動式の拠点というんですか、手っ取り早くいうとポンゴ車等でそういうような点滅をして、一時歩道の中の方へ入れて頂いて1時間でも2時間でもそういうような活動をし、その運動が終わったらその自動車はどっかにずらして終わるといふような事でもして頂ければどうかと、いうことで町長さんのそういう「何とか善処します」という話が前回ありまして、今年になってもまだ一向にそういう兆しがないので一つそういう事でお伺いしたいと、こういう事でございます。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

（14時17分 大沼議員入室）

○町長（篠田久雄町長） 交通安全の指導員の皆さんや、それに携わる皆さんは非常にご苦労してらっしゃるとは私も思っております。詰め所が必要だということも従来あった訳ですから、それは要求されるということも分かる訳であります。今最後のご質問は移動式のものであつてもということでありまして、それに致しますとどこの場所をというふうに指定はされていないように考えられるわけでありまして、今ひょっと、必ずしもそれだということは申しませんが、今情報観光プラザが今年発注しまして、それが出来ればその中も一つは言えるし、空きます産経会館の場所ということもひとつは考えられるし、もう一つはまた町のバス停付近という事も考えられるし、そういった場面をやっぱり安協の皆さんや交通安全に関わる皆さん方のご意見を聞きながら一つ場所の選定をしていくなきゃいかん、そのように思っております。前回もまた今回も熱心にご質問されることに敬意を表しておりますので、宜しく願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 15番。

○15番（山田議員） 一再一 今の町長さんの答弁は、何かの交通安全というのはどこでも出来るみたいなお話なんですけれども、その現場に立つてやるということはやはり一番交通量沼田町で、一番交通量の多い場所というふうに私達は認識しているということで、ずっと十何数年やっていますとやはり沼食さんというんですか、沼田商店というんですか、あの角がやはり大半のやっぱり交通安全の運動の拠点になるのかと思います。それで今観光プラザの方の駅前の方に一丁ずれていきますと、なかなかあそこで今までかつて交通のそういう安全の街頭指導をやった経緯がないもんですから、それが交通量

としてあっちの方が適切なのか、今の現在のとかがいいのかということやはり今の沼食さんのところでやることがやっぱり望ましいと、私達は十数年やっていて実感しているところなので、やはりそういうところでやるということで移動の車はその車庫の、歩道に影響のない場所に一時置かしてもらって、1時間なり2時間なりするというの、ですから現在前日まであった場所にそこへ一回入れさせて頂いてまたやると、そして終わったらそこから撤去するということをお願いしたいと、こういうふうな事で質問しているところなので、やはり私達は現場でやっていてやはり今やっていた所が一番いいという判断なものですからそういうふうに思って質問しているところでございます。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） どうも具体的な場所まで指定して頂いたようでありますけども、場所の指定に当たりましては山田議員さんはあそこおっしゃりますけども、じゃ全町的に見て、或いは安協の方々全て含めて相談をさせて頂いてやっぱりあそこがいいというのであればまた別でありますけども、ただ用地の問題については私権者の問題もあり、十分その辺考慮して相談をさせて頂きたい、このように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次、ほたる館の運営について。

○15番（山田議員） はい。それでは2番目のほたる館運営問題につきまして2、3ご質問したいと思います。ほたる館といいますか、あの白樺館は当初の設立の目的は「町民の健康、憩いの場」ということで設立されたところ思うんです。それから、今株式会社云々となるんですけども、私達町民に取りましては第3セクター方式ということで民間の資本を投入しないで、行政だけの資本でそこで営業をするということの中身なんだろうとこういうふうに思っておりますし、公共部門の町がそういう事でやることによって色々な利点があって第3セクターが、町が一括してこう営業をしていくということが設立の目的だったんだろうと、こういうふうに思っております。ですけども、最近のほたる館さんの営業方針でいきますと利益を追求するというのが大前提で、そこに地域の業者が、色々なコンセンサスをもたれないで第3セクターという名前の下で商売を行なうということは如何なものかと。やはり商工業者のメリット、デメリットとこういうのはありますし、大変行政が第3セクターという名の下で営業されると大型店の進出以上に大変脅威な問題だとこういうふうに思っておりますので、やはり地域の商工業者とお話し合いを持って、そうしてお互いにリスクを負いながらそういう事の町民の要望に答えていくということが建前ではないのかと、こういうふうに思っていますけども町長はどういうふうに考えているのでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 具体的にどのような事か、今のご質問では分からないわけではありますが大

型店よりも脅威だといわれるその意味が良く理解できませんが、ただ私はこの当然町民の健康、勿論またこの憩い、或いはまたこの奥さん方がずいぶん負担かかったけれども自分のお客さんがあっても接待しなくても良くなった、いう評価も聞かせております。また、あそこは町営ではありますけれどもやはりあの部門については商工業者、商工会の皆さんと一緒に付き合っていくなきゃいかん、ということで商工会の会員としての協力をさせて頂くように会員にならせて頂いているわけでありますから、その会員の副会長である山田さんの指導のもとにあそこが運営されているものと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 15番。

○15番（山田議員） 一再一 質問の内容の中に料理の部門というふうな事があったもので、町長も当然その中身は知っていてと思ったんですけども、質問の仕方が大変不明瞭で申し訳ないと思っております。町民会館の中身にきてまで、そのほたる館の営業をしなければ上手くいかないのか。今私達が商工会の中身でも、以前に町民会館の中に施設をして頂いた時には、ひとつこういう事でそういうテーブルとか椅子とかというものの設置をお願いして、そういう事で共同作業という事で町民会館の中の料理をさせて頂いたという経緯がございます。それがほたる館の方がおみえになってそちらの方でやると、こうなりますと私達がどんな事をして営業してもやはり行政が前面に出てご商売をやるということになりますと、そちらの方がやはり優先されて商売が成り立つのかと、こういうふうに思っております。そうして第3セクターそのものが営業を絶対しなきゃならんというものなのか、やはりこの部分は地域の業者に任せるんだと、この部分は第3セクターがきちんとやるんだというようなコンセンソを持たれてやられるのであれば私達もそれで納得する部分があるんですけども、どうもやっていってズルズル、ズルズルと商売をされるということになりますと私達にしてもやはり今後そういう事に対して対処していくということがあろうかというふうに思っておりますので、町長さんがいう商工会の副会長さんとして発言しているということになりますと、ほたる館も確かにそういう会員さんでございますのである部分は確かに協力し合ってやっていかなきゃならんということなので、むしろ私らの方がほたる館さんをお願いしてそういう事で協力して下さいと、そういうことで市街地域の方まで料理の出前という表現がいいんですか、進出をして料理を提供するというに少し遠慮を願いたいというような事で、ちょっと文章的にはそのどういうふうな文章で発言していいのか分かりませんが、単刀直入に言うとそういう事になろうかと思っておりますので、町長のお考えをお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 町民会館には町の人方、商工業、商工会に入ってらっしゃる方々が大方料理を提供して頂いているというふうに思っております。たまたま先日土地改良区理事長の叙勲のお祝いの

時こぼたる館から料理を持ってきて、また人もあそこで手伝ったわけではありますが、問題はやはりこのそれを発注する人がどういう意志でそういうふうにしたか、やはりぼたる館の料理を使いたかったと、或いはまたその人方を使いたかったと、私はぼたる館の営業については営業活動はしっかりやるように、ぼたる館を理解して頂くにもしこれはぼたる館がそれなりの赤字を出していればそれは町民の負担になるわけでありますから、その時に議会の皆さんはまた「何故、このような赤字を出した」、「営業努力はさっぱりしてなかったのではないか」と、こういうふうなご指摘があるわけでありますから、そういった点もこの皆さんの指摘のないようにしっかり努力しなきゃいかん、ということが発注に対する答え方になったかと思っておりますし、更に町外に出ても営業活動を行かせております。今年から積極的に一人の専門の営業担当をおいてしておりますけども、あそこの売上が伸びることによってこの町のぼたる館に納品している人方が毎回申し上げておりますけども、数億になると思いますけども、その方々がぼたる館に物を納めているわけでありますから、その人方の売上が伸びる。ですから、商工業全体に潤ってくるとそういうふうになっております。ただ、たまたま山田議員さんのところもそういう料理を扱ってらっしゃっているからたまにはぶつかる事はあるんでしょうけども、それやっぱりお互いにこの町の人が他に出ていなくてもいいように、町の中の人が町の中を利用できるように、そういうやっぱり競争原理というものはやっぱり働かんきゃ駄目で、「ここは俺の場所」、「ここは俺の場所」と、そういう時代ではなくなってきていると。ですから、農村の米も広く海外からも入ってくるわけで、その中でやっぱり太刀打ちするための努力をしていく、そういうふうになってきた訳でありますから、広い意味でむしろ町外の人が町内に来て頂くためのそういう町の中の努力というものはしていかなければ、町の中だけでこの縄張り争いというのは出来ない時代だと、そのように私は認識致しております。

○議長（吉尾政春議長） 15番。

○15番（山田議員） 一再々ー 今、町長さんの言われることも商売の原理としてはそれが成り立つんだらうとこう思っておりますけれども、やはり行政が資本を投下してその商売をされるということになりますと、これは100%株式会社で営業するという事ではないんだらうと。やっぱりそこに地域の人達はその商売をしていて、この地域の人らの商売が圧迫されるということはやはりひとつコンセンサスを持って解決することだと、先程も町長さんが言われたように地域社会という言葉を使っておりましたんですけども、やはり地域社会が一体となってやるということになりますとやはり強いものがどんどん、どんどん進んでいって弱者は勝手にやっれてというような言い方ではやっぱり奇怪いんじゃないかという気が致します。それは同じお金を出してやるのであれば素晴らしい料理を提供する方がいいんだと、こういうふうな今のお話ですけども、私達も小さいながらに一生懸命努力をしてそしてやっているんですから、その辺はやはり話し合いというんですか、「こういうふうにしたんだけど、

お前らどういうふうにするんだ」とか、どういようなその事前にそういう話があったのかと、石田さんだけの話ではなくてその以前にも何回かやはりやられていることだところ思っております。町長さんはその一か所だけを指しているんですけども、これが頻繁になりますとやっぱり大資本で経営をなさっている町の問題ですから、これはやはり太刀打ちできない部分が大いにあります。して、やはり商売が潤うという、商工業者が潤うという事は全体を指して言って頂きたいので、一部分がやはり被害を被るとなれば、やはりその辺は考えて頂くということがやっぱり行政のやり方ではないのかと思います。大きい力でどんどん押しはいるというものが行政ではないんでないのかというふうに思っておりますけれども、町長さんのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） やはり皆が、この地域というのは小さいながら地域にいる者は努力してかなきゃならん。これがやっぱり努力を欠けると、かつて大きなときには名前を申し上げて恐縮ですけども深川の業者がやっぱり料理が結構入っている訳です。これは何故かという、やっぱり沼田のなかの料理でこれは足りない、満足出来ないから料金の事もあるでしょうけど深川の、それも一件でない、何件からも入っております。ですから、それにやはりそこに研究と更にまたこの努力をしていく、そういう姿勢というのは商売の中では絶えず必要なもので、町のそのほたる館がどうかこうとかという依然の問題だと、そういう面でやっぱり一層の努力をして頂きたいもんだと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 次、2番橋場議員、議員定数について質問をしてください。

○2番（橋場議員） 2番。地方自治法施行50周年の年に当たって、私達議員として改めてこの地方自治、国の民主主義の基本であるこの制度をこう認識し直さなければならぬのではないかと、こんなふうに自覚を深めているところであります。最近、議会制民主主義を破壊するような右翼暴力団による脅迫事件が相次いでおります。昨年ですけども、新潟県の三和村というところでは、ここは非常に水がきれいで酒の銘柄の産地だそうではありますが、このところにもやはり産廃の処理場を建設するという事で議会が反対したところ、その業者と結びついた暴力団が毎日のように町を取り巻いてワンワンとその大宣伝をした訳です。これに恐れをなして、その時の現職の町長が辞職したんです。そこで改めて町長選挙がありまして、この暴力に屈してはならないという町民の皆さんの意向で日本共産党の党員である関口さんという人が無所属で立候補したんです。ここで当選をして今警察にもきちっと申し入れて、それから裁判所にも仮処分を申請しまして、暴力団がその町に入ってこれないような措置を取った、こういう状態が生まれています。それから、これは皆さんご承知のように岐阜県の御嵩町にあつてはああい町長が暴行を受けるという事件が起きてます。それに続きまして、最近奈良の御所市というところでごみ処分場業者と結びついた右翼暴力団が市議会議長に全治2週間の傷を負わせるというような、こう

いう暴力事件も発生しているんです。まさにそういう時に議会議員というのは本当に町民の利益を守るために生活、生命を守るために議会議員は体を張って戦わなきゃならない事態もあるんだという、大変な状態が生まれてきていると思います。ここで、正副議長の自宅や市議会にどんどん脅迫の電話をこうかけたり、嫌がらせをしまして、正副議長を除く共産党の議員他の議員でもってこの正副議長を不信任するという、こういう事態が生まれたんです。私は定数問題の話す前にこれは大事な事は、定数をどんどん減らしてしまいますと、こういう事に屈伏する、しやすくなるんです、させやすくなるんです。そういう意味でやはりこういう定数の問題というのは十分考えなきゃならないのでないかと、こういうふうに思います。更に、自治体の主張としてやっぱりどんなに立派な人であっても、たまには暴走するかもしれないんです。その暴走を食い止めるのが、暴走に歯止めをかうのが議会議員の役目なんです。その議員があまりにも法定定数より少なくなると、これはやっぱりその暴走を食い止められないいろんな障害が出てくるという立場から、私議会議員の定数というのはやはり法定で定められた定数がやはり守られるべきだというふうに感じているわけでありまして。いろんな住民の人達は議会議員に対して不満を持っていると思うんですけども、私はやっぱり住民の皆さんにもひとつ注意して頂きたいのは、議員に選ぶと住民の方はその人を先生と呼ぶんです。それは四脚転倒なんです。やはり選挙終わったらあと知らないということじゃなくて、自分の選んだ議員にはちゃんと最後まで住民の為にやれという、こういう意識がやはりもっと高まっていいのでないかと思うんです。そして、そういうどうも住民から見ますくないという議員が多かったら、自らやはり「俺は住民のために戦うぞ」と、「本当に活動するぞ」という人達が出やすくするためにやっぱり法定数というのはあるんだと思うんです。法定数よりも議員定数がうんと少なくなるというのは、やはりなかなか出づらくなるんです。こういう立場から私は、それと人口が減っても地域は減らないわけです。ずっと過疎になった奥のほうにも住む人がいるわけなので、やはり日の当たらないところに日を当てるといふそういう努力を町に要請するのが議員だと思うので、やはりその為には一定の定数が必要だという、議員数が必要だということに考えているんですが、しかもその議員は直接住民によって選挙されるということで民主主義の根幹ですから、これを守るべきではないかと思っているんですが、町長のご見解をお伺いします。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 私は橋場議員さんが最初におっしゃいましたいろんな記事、暴力、或いは右翼が議員さん、或いはまた自分たちの思うとおりでない反対であれば首長に対しても暴力を振るうということがいくらでもあります。非常にこれはこのうちの問題でなくても許される問題でない、いうふうに思って、それは考え方全く同じであります。ただ、定数問題についても基本的にはやっぱり私は少なくすばいんじゃないじゃなくて一定程度いなければ駄目だ、そのように思っておりますが、じゃ今この自治

法で定められた定数そのものが住民が納得しているかどうか、最終的には住民が判断するものだ、ですからやはりこの議員さん一人一人がやっぱりこの一人ではないわけでありますから、その資質というのはやっぱり評価をして議員が多くてもいいとか、少なくともいいとかということになるのではないだろうか。ですから、この今議会で議論されるようでありますけども、それはこの住民の意志がどこにあるかを判断しながらこの進めていかれる、その方向というのが一番民主主義の根幹ではないかと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 町長が、「住民の意志」、「住民の意志」と、さっきから住民の意志を尊重することを言っていますけど、これは正しいことなんです。しかし、問題によっては住民の人達の勘違いもあるんです。そういう意味では地方自治の本旨とは何かということは、やはり議員なり町長なりが住民にやっぱり話をする。そういう話をするときにはどんな立場で話をするのかという見解をやっぱり明らかにしとかなきゃならないと思うんです。そういう意味で私は聞いている訳です。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） それは住民の意志といひながら、住民の意志がどこにあるか、或いはまたこれは今定数の問題を話しているわけでありますけど、他の事であっても住民を十分理解、納得、そういうふうにするそういう日頃からの努力、これをしていることによって議会の数は多いけどもこの人だけは大事だという場合もありますし、ですから私は定数というのはやっぱりこの一定程度、これはもう必要でありますけども、どうされるかというのは住民の意志を十分この議会というもののあり方ですね、説明しながらその中でどこにあるかを感じとって議会の中で自ら決められていることではないだろうか私が今多いとか少ないとかいうべきことではないだろうと、そのように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々一 町長がこういう、ああいうではなくて基本原則でどうかということ聞いたんでありまして、この点はもういいとしまして次の問題に入ります。

通告の中には日本共産党のみの反対でどんどん悪法が成立するところ書きましたけれども、実際国会終わりました国会で決まった法律案を見ると新進党や民主党が反対している部分あるんです、票決では。しかし、中身を見ますと例えば医療保険法の解約の審議に入ったばかりの時期に、これは4月14日なんです、自民党と民主党が衆議院の会館で会期内に成立させましょうという密室の合意を作っているんです。それからこの健康保険法でいいますと、以前に、もう10年も前ですか、健康保険本人の1割負担というのが決まった時に、国会が4国会も経過してやっと決まったような状況なんです。ところが今回はこういう重要な問題がほとんど審議されないで成立していくと、しかも国会の委員会室に傍聴した

人達が言っているんですが、とにかく議論しているときにはほとんど委員がいないというんです。しかも委員のいる、委員の中には居眠りをし、そしてとんでもない時期に携帯電話がピピピピと鳴るとかという、本当にだらついた国会の状況だったと。そして、その採決の事態になったらぞろぞろ、ぞろぞろと議員が入ってきて一杯になる。して、賛成多数で決まるというような、とんでもない状況になっていると、こういう事が新聞で報道されている訳です。こういう今の国会の状況について、町長どんなふうにお考えになっているかひとつ述べて頂きたいと思います。

それから労働基準法による女子保護規定というのは、これ50年間ずっと守られてきたやつなんです。ところが男女平等という事でこれを撤廃したんですけど、実はこれは意図がありまして男女平等であるから女の人も残業、或いはどんな仕事にもつけるという事はその分では平等だけれども、賃金だけは平等でないんです。ですから、この保護を外すことによって大企業は安い賃金の人達をどんどん、賃金差別がある女性をそういう職場につけて、今日本の過労死というのは国際語になっているんですけど片仮名ですね、これが今までは男だけだったけれども女の人達までも及ぶというような、こういう重要な内容を持っているのではないかと思うんです。それから、医療保険制度について言いますと、町長色々言っていましたけども、薬価基準ですね、製薬会社から薬が新しく出ますと新薬ということでいちいちその薬価を決めるんだそうです。そうすると、その会社の抱えている政治献金やっている国会議員から厚生省に「この会社の薬 頼むぞ」と、こうくるらしいんです。それが国際的な、ドイツの価格にしても1.3倍から5倍だっているんです。アメリカやなんかいくと2倍ぐらいの、同じ薬でもあるという、こういう薬価問題に全く解決、メスを入れないで国民負担だけに押しつけるという、この事に、ここが問題なんです。そういう意味で国に対してやっぱりこうそういう国民負担の増ではなくて、きちっとした薬価を、そういうところにメスを入れなさいということで運動しなきゃならないと思うんです。実はこの医療保険制度解約の時期に、ほんの短期間に1,800万の反対署名が集まったんです。消費税の時は1,300万なんです。こういう事で衆議院ではさっと通ってしまったけれども、参議院のこの公正委員会では審議打切の日程決まらなかったそうなんです。それを参議院の平成会と自民党でトップ会談、密室でトップ会談して16日に決まるようにやってしまったと、こんなそんな状況でありますから、私はこういう一回決められたけれども国民の世論をもっともっと大きくして、やはりこの法律というのは替えられるわけですから、国民の立場に立ってもう一度元に戻せ、最低、元に戻せというぐらいの事を我々はもっと要求しなければならぬと思うので、町長は町村会長やその場所で、或いは陳情に行ったときにこういう事を強力に要求してもらおうようにして欲しいとこういうふう思うのですが、町長の見解を聞きたいと思います。

(14時42分 吉田俊一議員退室)

(14時45分 吉田俊一議員入室)

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 今の私のはあの国会についての考え方でありまして、これは今残念ながら小選挙区制になって本当に健全野党を育てようという事が、育つことが難しくなってきた。それはやっぱりその地域もやはり「与党いなければ何も出来ないじゃないか」、なんていう認識が非常に広まっている訳です。ですから、この共産党以外は全部与党の経験をしている訳ですし、現在も与党の中にかつての野党も、そういうことでありますからやはりこれは国民も健全な野党を育てる、そういう意識改革というのは必要でないか、じゃそれは誰がやるんだと、それはやっぱり政治家がしなきゃならんわけでありまして、どうも今の政治家のそのものは政治家が信頼がないということでもありますから、その辺この私としてはですよ、もっとやっぱり正しい政治を育てる意識改革というのは地方の中から起こしていかなきゃいかん、そのように思っております。

それから次のこの医療保険の関係でありますけれども、これは全てこの元に戻すということではなくて、更にまた次に変えていく、今悪いところについては更に変えていくと、元に戻すということはこれほどいう場面でもやっぱり前進を考えていかなきゃならん、そのように思っておりますから今医療の保険がこの解約されるであろうでなくて、されたんですけども、もっと今のその保険制度も変わりました、負担が大きくなりましたけれども、その中であってやはり改革するものは改革していくという方向にしなければならぬだろう、それはそういう事での町村会での議論は致したいとそのように思ってます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再— いや、地方のそういう意識改革という事を言われたんですけど、実は町長、今回杉本議員が米の値段のことで新しい法律の中に価格保証をやっぱり決めるように働き掛けてくれと、こういうことだったんです。これは私はもう議会の度にそれを言ってきたんです。ところが他の農村の議員の人達は残念ながらそこには国が決めたことで仕方がないという立場でそこにはいかなかったんです。ところが、もうこれ以上本当に国にきちっと農業を守るという姿勢をきちっと、国の政治として確立してもらわないとならない、その為には価格保証をしてもらわなければならない、こういう事になっているんです。そういう意識の変革というのはずんずん、ずんずん生まれていくと思うんですけども、やはりその点での意識改革の先頭に立つのはやはり町長であり、やっぱり議会議員だと思うんです。そういう勉強をしなきゃならないと思うんです。そういう立場に立って私は、元に戻すというのは新しくまた変えるんですけども、要するに最低1割負担に戻せということなんです。本当は1割負担も駄目なんですけれども、「1割負担に戻しなさい」と、それから老人医療費は一番最初に無料化したように「無料化しなさい」ということの方に戻すということで、要するに国民の側から見たら改正

なんです。ところが自民党、今のオール与党の中から見たら解約かもしれない。我々はそういう意味で改正というのはせいづくんですけれども、国民の側から見てどうなのかという事でひとつそういう点で努力してほしいと、こういうふうに言っているんです。町長、どうでしょう。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 先程ちょっと杉本議員さんの時も言わなかったけど、今の農業基本法、この制定にあたってもちよつとやっぱり農業団体、これは一緒私ども行政としても要求しているところがありますし、その辺の考え方においては違いはあまり多くは、大きな違いはないかと思っておりますので努力を致したいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） ここで橋場議員の3番の質問に入る前に、3番大沼議員の商業振興について質問してください。

○3番（大沼議員） このところわが国の経済は平均株価も2万円台を回復しまして上向きつつあり、北海道の経済も緩やかながら景気の回復に向かっているところでございます。しかしながら消費税率の引き上げ、法定労働時間の短縮、規制緩和による大型店の進出、更に道内各地の市町村においては人口の減少、それに伴い商店街地域は依然として厳しい経済環境におかれているところでございます。それによりましてまた商店街の経営は大きく圧迫されているのも現状でございます。確かに商店街の活性化ということでは各商店の自助努力なしに達成できないものではございますが、これまで国の補助事業が中心だったのに対しまして、道独自の商店街活性化事業の取り組みは商工業者にとっては、私達にとっては大変心強い側面援助になっていると。そこで今のこの道の商店街活性化事業、これを町はどのように受け止め、今後活用していくのかお尋ね致します。

また次に、沼田町においては1年の半分を雪の中で過ごすわけですが、前日雪が降ると歩道の確保が優先で、除雪作業は出来ても排雪作業が毎日というわけにはいきませんので道幅が狭くなりまして、車の往来のスムーズにいかなくなると駐車スペースがなくなる訳です。毎年山のように溜まる雪に商店街も住民も頭を悩ませているのは皆さんご存じのところなんです、融雪設備がこれで普及されますと悩みの種がなくなりまして、町の除雪体制も私は良くなると思います。冬の商店街の環境整備の一貫としまして融雪施設についての取り組み方と、それから個人の融雪機械の購入に対しまして道内の市町村でも補助金の導入がされつつありますが、沼田町においてはどのように考えているのかこの3点をお尋ねしたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 私も大沼議員のご質問のたびに毎回お答え致しておりますけれども、非常にこの商店街の皆さんがやはりこの過疎化されているこういう現状、全道212市町村の内152市町村、です

から北空知も全部ですけれども 152市町村がもう過疎化、その方向にあるわけであります。そういうところはまた高齢化に向かっているわけでありますから、非常にそこで商店の経営するというのは大変な努力のいることであります。ただ、私どもこの他に行って言えるのは、沼田町についてはこの大学を出てもまた故郷に帰ってきてくれる人がいる、或いは他に出ても帰って来てくれる人がいることが非常にこのありがたいという話は致しておりますが、それだけに魅力ある商店街作りについて行政も取り組んでいかなきゃならんということで、今街並み整備事業、これやっぱり今行政として取り組んでさせて頂いているところでありますし、一部はこの桃源郷の若い皆さん方のご意見を聞かせてもらいながらそれを行政の中に生かしていこうということで検討してもらうことが度々あるわけでありまして、非常にこの桃源郷に私は助けられている、アイデアを頂いているということがある訳であります。今ご質問のこの全道の、道が商店街振興事業の策定ということでありますけれども、これにつきましてもこれは商店街の皆さんというか、また若い桃源郷の皆さんにひとつ考えてもらって、「このように取り組んではどうか」というご提言を頂ければ具体的に、そうすれば更にまた町と一緒にこの方向を生み出すと、その中に生かしていく方向もあるのではないかと、そのように思っておりますけれどもこれからの課題と致しましてそういうふうに致したい。

それからこの融雪につきまして、これは前に確か山木議員さんかどなたか融雪、個人の融雪機械に融資をという、補助ということでもありますけれども、これは高齢化した方々がいらっしゃると機械はあっても動かせないという場面もありますので、これは一つは今は土建業者とか色々機械、重機をもってらっしゃる方が請け負っておられるわけではありますが、そのやっぱり活用ともう一つは今私どもまだ言う段階ではないんでしょうけれども冬とびあ事業でこの融雪槽を作ろうと、そうするとそこに入れなきゃならんけども、入れるのについてはやっぱり地先の方が入れるわけでありますから、果たして空き家が出たところについては誰が入れるのかという課題はあるよと、だから今職員の方々に今この色々申請致しておりますけれども、これと平行して地先の方々との協議を進めながらやっていかなきゃならん、この除雪機械というのはどっかにたまるわけです。ためなくてもやっぱりそこで溶かしてしまうという方法を今取り組もうと致しております。かつてずっと久保議員さんからもずいぶんと何回もご質問があったところでもありますけれども、遅まきながら今取り組んでいるところであります。但し、これも地域の方と一緒に相談しないといろんな課題が残る、いうふうに思っておりますので、何れに致しましても十分商店街の皆さんとこの相談をしながら進めさせて頂きたいと、このように思っておりますのでご理解を頂きたいと思えます。

○議長（吉尾政春議長） 3番。

○3番（大沼議員） 一再一 はい。消雪槽につきましては町長もちょっと勘違いをされている部分が

あるかと思うんですが、今わりとこう簡易型の簡単で取り外して、またそこを人が居なくなったら次に持って行ってというそういう感じのその消雪機もあるんです。単価的に600千円から700千円くらいの物もございますので、私達もこう雪が降る、それに対してちょっと投げるところがあって解ければそれで済む程度の除雪であって、もういぶん違うんでないかということで取り敢えず申ししたわけで、それで鷹栖町では全町民を対象にしまして350千円ぐらゐを限度にやっていると、そういう例もございましてその消雪、その設備というか大がかりな物でなくて軒先において、またそこがいなくなったら誰か買ってくれるんだったら次の人が買ってもらえるというような程度のものから考えて頂ければというふうに考えます。それでその消雪の設備の方の話はまあ町の方も少しずつ考えていくということで理解は出来るんですけども、その今回の活性化事業ですね、これは道の方が目的を持ってやっているわけなんです。今回のその活性化事業は、道が全道各地の商店街の疲弊が目立っていると、その為に取り組んで地域住民の方々に支持される商店街づくりを推進することを目的に必要な経費の補助、融資制度を設けているということなんです。その活性化事業策というのは5つほどございまして、その辺は課長辺りもご存じかと思うんですが、確かに活性化、町づくりといってもこれは全国同じ訳でもないですし、そこに住んでいる人達の生活、文化の環境も違うわけですから難しいとは思いますが、しかし、商店街はやはり活性化、これを期待しますし、しかしその反面多様化するニーズについていけないというそのジレンマもある訳です。けども、第3セクターを設立しまして高度化資金を導入してショッピングセンターの建設なんかに取り組んで成功させている自治体も今ある訳です、既に。それで、今回道商工連の重点項目に地域産業の創造という項目がかけられているんです、地域産業ですね。商工会はその地域産業の創造に向けて色々考えているわけなんですけど、イベントの開催における地域住民との連帯の重要性、その他6項目ほどあるんですけど、経済研究者などは事業を継続することが非常に大切だと言っているわけなんです。また活性化対策、それから大型店の進出の対策なんかにはサービスシールが非常に有効だとも言われて、現在そうやって動いているわけなんです。疲弊というのはその北海道が、道自体がその商店街に対して出した言葉なんですけど、疲弊というのは疲れている、弱ること、費用がかさんで苦しむこと、経済的に困窮すること、だから困窮よりもまだ上のレベルで道は見ているわけなんです。困窮は困ってしまっているということなんですけど。ですから私は思うには、このせつかく道が出したこの5つの事業、その中に21世紀型商店街創設事業、これはポイントカードの事業のことをうたっているようなんですけども、その事業が明確に打ち出されているんです。それで幸い沼田町には商店街中心にしてサービスシールの発行もやっておりますので、だからこういう事業を如何に取り入れてその沼田町の商店街の経済地域の活性化を町長が考えてもらえるかという事を受け止めて頂きたかったんです。今まではその確かにこう国が中心の補助ですから、その市町村、町長言われるようにその「商店街が一生懸命考えて出し

てきなさい」、それはわかったんです。しかし、本当に疲弊している中から国に任しておけないと道が打ち出した訳です。ですから、私は市町村も町もこの事業を受けてひとつその商店街の為にこういう方向で進んでもいいんじゃないかというくらいその考え方を町長が出して頂けると思っていたものですから、その辺をもう一度質問させて頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 特これから国としてもやっぱり面白いなど、面白いというのはこれはなるほどと思うようなこの考え方、先程7%カットの話はそれは大丈夫だと、説得するような方向、で私は活性化の一番出発はそれぞれの考え方から出発すると、「町がやってくれるだろう」、「道がやってくれるだろう」、いうんじゃないで、自分達の中からこれは出して来る、そこから活性化というのは出発しなければ駄目だということから商店街の皆さんや、或いは若い皆さん方の考え方と、じゃあ町も一緒になって進もうと共同作品、いうふうにこれからもってかなんきや駄目だというふうに思っておりますから、どうぞひとつこれからもご意見を出して頂くようにお願いを致したいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 3番。

○3番（大沼議員） 一再々 どうもありがとうございます。私は最後に、最後の質問になるんですが、その沼田ではサービスシール、これをやってます。それと今の21世紀型の創設の中ではポイントカードの支援事業は非常に大切だということの中で、これは10,000千円補助対象的3分の2までを道が出すと、あとの残りは町なり商工会なりが、商店街なりが相談して出さなさいという事になって、窓口は一応市町村になっている訳です。ですからこのポイントカード事業、せっかくこういう事業が出たんですから、まあ本当に強力に押し進めて頂きたいと私は思います。活性化事業の中には空き店舗の活用ですとか、それからリーダーの育成資金、調査事業、これは商店街法人化などの手引き書作りなんかのそういう支援金も出ているので、こっちで何を考えるのでなくてこういう資金もこうやったら使えるよという事を町の方からの言って頂ければ商店街の方もまだまだ動きやすくなると。サービスシール、ポイントについては、まあ最後の質問になりますが、沼田町はこのサービスシールに関しまして直接的な支援ですね、俗に言う何億も出せとは言わないんですが何千万かぐらいのお金を直接的に私は支援して頂きまして、活性化に向けてまた町と商工会が一体として頑張っていきたいと思う訳です。それについてその点を直接的な支援策が可能かどうかと、それからその活性化事業について町長としてはもっと、更に調べてもらってこういう事を商工会に例えば提言しなさいよということが出来るかどうか、最後になりますけどお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） 限られた制度でありますけども、制度の中で最善を生かして取り組んでいく

ということについての町の支援、これはやっぱりしてかなきゃいかなかったら。しかしまあ、直接的にその「補助金を出せ」、「あれも出せ」とこれはいかん、しかしまあ今の町のなかで何をしていけるか、ということで今振興室も取り組んでいる最中でありますから、また一緒になって相談していきたいと、このように思っております。

○議長（吉尾政春議長） 休憩を致します。

15時07分

○議長（吉尾政春議長） 再開を致します。

15時21分

○議長（吉尾政春議長） 2番橋場議員、陶芸問題について。

○2番（橋場議員） 3番の陶芸問題について質問を致します。実はこの陶芸、焼物の施設について一般会計の特別委員会の中で町長は、やはりほたる館の維持という観点が強く出ているように感じたんです。私は山田議員とのやり取りを聞きまして、町長はあれを始めるときに職員の給料を上がるということをおぼろげに聞いていたのかというふうな疑問を思うんです。当然職員の給料上がっていくわけですから、それに見合っただけで営業をうんと強めていかなないと駄目だと、これは初めから分かることなんです。色々と言いましたけれども、やっぱり町がやる施設についてはいくら自由競争とはいえ、やっぱり確かにあそこで営業が高まれば、例えば料理の出る分が多ければ町内からある部分では仕入れが増えるという意味になります。しかし、ある部分ではそれが、それによって経営が成り立たないという部分があるとしたら、私はやはり競争するような事での営業はするべきではないと思うんです。やはり他にももっともっと宣伝して、またちょっと聞いてびっくりしたんですけど、私の関係している勤医協病院というのがあるんですけども、その色々な友の会というのがあるんです。血圧で倒れた人達の、こういう人達の友の会が札幌の友の会の会長が私の媒酌人だったんです。その人が会長になっていて、実はこういう、行きたいんだけどということで相談ありましてやりました。その時の事を私言ったんです。そしたら、担当者分らないんです。そういうのがあったのかどうか分からないんです。これだったら本当に商売やっているのかという、そんな事いっても担当者いじめられたら困るので言いたくないけれども、そういう状況なんです。やっぱり一回来てもらったならその人もすぐ頭の中に入っていて、営業するぐらいでなきゃ駄目だと思うんです。そういう事がきちっとやられないで大変だからといって料理を沼田まで運んで、そういう同じ業者が競争するような事は町としてはやるべきでないと、私はこういうふう考えているんです。それで、この焼物施設ですけれども、まあ町長は特別委員会の中でろくろを20基以上ですか用意、設備をするんですけど、こういう事だったんです。それによって何か非常に町民のそういう焼物に対する

要求を満たせるような雰囲気じゃべられたんですけど、テレビで焼物のことをやってみました。そして陶芸師の、有名な陶芸師のところへアナウンサーが行きまして、「教えてください」と言ったら、「実はろくろというのはそう素人では回せないものなんだけれども、あんたは特別何とか教えます」という事やってたんです。そうすると、町長が町民のそういう焼物の要求に応えるんだと、芸術を深めたいという要求に応えるんだと言うけれども、一方では焼物師の商売も全ての施設の運営経費は本人持ちだという事になったら、実際に町民にそのろくろを回してやれるような事を指導することが出来るのかどうかということがあるんです。ですから、本当に町民のそういう芸術的な要求に応えるとなれば、やはり地元、こっちの市街地の方に設備をして、ちょっと暇のあいた時に行つてろくろではなくて自分で物を作って、そして置いて、そして焼くというような、いつでもこう参加できるというような状況を作るべきでないかと思うんです。それが本当に町民のそういう芸術的な要求に応えるものではないかと思うんですが、やはり町長は当初の計画どおり向こうへ作ろうとしているのかどうか、それと陶芸師が決まったのか、それから私はやっぱりいろんな所で陶芸やっているんです。例えば長沼で非常に退職した人達が陶芸をやっているという話を聞きました。実は行きたかったんですけど、ここのところ非常に忙しくてそこへ行く暇がなくて調べてないんですけども、町としてはそういう事を研究されたかどうか、この事についてお聞かせ頂きたい。

続けて4番もやります。公民館の問題ですけれども、公民館活動というのは町民の文化的な、健康的な、いろんな要望を満たすために町がそれを保障しなきゃならんという法律に基づいてやっているわけなんです。ところが、実際には公民館の施設というのはあれしかないんで、しかも公民館活動については無料なんです。原則なんです。ところが施設が少ないために、例えばカラオケの人達で毎週やりたいんだけど場所がなくて隔週だと、そうなるとか毎週続けてればみんなすつといくんだけど、何か隔週になるとバラバラになって実際に力が入らないんだと、それはカラオケだけではないと思うんですけど、そういう事で私は公民館以外のいろんな施設で遊休に近いような所がたくさんあるんです。そこはやはり公民館活動並みの無料で解放するという事は大事でないかと思うんですが、この点についてお聞かせ頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） はい。陶芸でありますけども、これは3月の定例の時こずいぶん議論をして頂き、また特別委員会のとこへ出席させて頂いたり、予算の中でもまた当初から場所の問題についても橋場議員さん「町で、町で」ということを言ってらっしゃったんですけど、これは当初の考え方で進めたい、そのように思っておりますし、場所の選定を決めながら道の振興補助金というのはほぼ予定通り見通しがついているわけでありまして、場所はここでという事で進めております。それから陶芸師につ

いては、この先般新聞広告させて頂きまして、相当何名かあったと思うんですけども、その中から大体2名に絞って現在委託をするそういう条件で協議を今進めているところでありまして、最終的にどちらのなるか、やはりこの町の考え方、という事はやはりこの地域に文化として陶芸を教える、そういった事も含めてやって頂ける方という、そういう事を協議をして最終的に近々決定致したいとそういうふうに思っておりますから、ただこの橋場議員さんは文化とはこれは進めることについては異論がないと思うんですけども、私も当初から教えるといっても全て無料でないんです。資材費は頂かなきゃいかん。資材費の中でそれが賄われるように、そういうふうに思っておりますから陶芸についても、ですから幅広く町内外、町外の方も来やすいという場所でほろしんを選んでいるわけでありまして、この点をご理解頂きたいと思えます。

それから公民館の問題についてですけども、確かにこの公民館は非常にダンスのサークル、私は今文化活動でなくてサークル活動と言うんだらうかと、本来文化というものはこの地にこの郷土らしさ、そういったものがあってこの絶えずこう伝承してけるというようなものが文化なんたらう、そこにカラオケというものもこれも文化といえるのかどうなのか、何れにしてもサークル活動もまた仲間と一緒に人と人との交流ですから、交流もまた大事だとそのように認識しているから決して使って頂くことは無駄なことではない、そういう事に思っております。そこで、この公民館と他のその会場も全部同じにせというのは、これは公民館かなりあのおり古くなっておりますから、これはもう当然公民館の条例のなかでも無料としておりますけども、これはやはりもう一遍見直しをして全部が無料ではなくて、やがてあの公民館も整備をきちっと出来ればこれはやっぱり無料ではない、やっぱりそこをお使いになる人が応分の負担は頂く、これからやっぱり全てのものがそうでなければ、そうすることによってその施設をこの逆に大事にして頂ける、そういうふうに思っておりますので、他の方というか上げるという意味でなくて、やはりどの施設を使っても均衡に使えるというふうに均衡性を図りたい、そのように私は思っております。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 町長、例えば町民の人達が実際にあそこへ行って陶芸をやるなんていう、そんなどれだけの人がいるかということなんです。町長の言うとおりのやっぱり、どうも客寄せにしかみえないんです。他から来てもらう、確かに他から来てもらうのはいいけれども、やはりやっぱりあの行政というのは町民の福祉、町民の生活、町民の文化をどうその要求に応えるかというのが行政の基本だと思うんです。そうすると、実際にあそこにやりたいと思ってもそういう行っている時間がないということになれば、これはなんぼ「皆さん来てやれますよ」と言ったって行けないんです、「どうぞ使ってください」と言ったって。それじゃもう絵に書いた餅になるんです。しかも今聞きましたら、資材費

は経費を払ってもらおうと、それで採算取るなんていったら要するに資材を、泥を持ってきて町民の利用者に売って、それで利益を上げることになるでしょう。そんな事するんだったら、これならとんでもない話です。やっぱり原価で買ってもらって、それで初めて町民の文化を向上させる施策ではないんですか。それを資材費、泥を持ってきたやつを何か経費、今の言ったやつではどうしてもそれで儲けて採算取るというような感じに聞こえたんです。これじゃちょっと四脚転倒でないかと思うんですが。それをひとつお聞かせ頂きたい。

それからさっき聞いてなかったけど、職員にそういう例えば販売だとか、他の焼物やっている人達はどうな事になっているかというのはひとつも調べてないのかどうか、それを聞きたいです。

それと完全に独立採算制で一切陶芸師に持たせるということなのか、これで実際に進めていってその人達が町民に教える、資材を売っただけであと無料で教えるという事出来るのかどうか、それをひとつもう一度聞かせて頂きたい。

それから町長、公民館の法律の中では文化活動とってないんです、サークル活動と言っているんです。ですから、一定の条件がきちっとこういうふうに、例えば会員が何名以上いる、まあ20名以上なんです。沼田はちょっとそれより緩和して18名位でもやっているんですけど、そういう一定の基準に当てはめれば無料できちっと育てていかなきゃならんという事になっているんです。ですから、カラオケが文化と言えるか。何て言ったらちょっとこれは問題ありますけど、カラオケであろうと何であろうとサークルという名前を使っているんです。そういう活動に対して補助、育てていく義務を負わされているんです。「努めなさい」と言っているんです。ですから、そういう意味ではそういう人達もやっぱりもっとたくさん使えるような状況を作ってやるべきだとこんなふうに思うんですが、如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） これは3月の議会に相当議論して、私、橋場議員さんは納得しなかった事だからこれ出来るまでそういうふうなご発言されるんでしょうけども、場所の選定はこのほろしんに致しますという事でそれで議会にも申し上げ、申請もさせて頂き、予算も大体近づくようになったと、しかしそこで場所が場所だから行きづらいという恰好にしないようにしなきゃいかん、そのためのバスも現在既にですけど無料バスであるということですし、また小中学校、中学校、高校生ですか、そういった場合についての交通についてもそれなりのやっぱり配慮はしなきゃならんこともあるのかと、そのように思っておりますから、問題は交通はその利便、確保しなきゃいかんことなんだろうと、そのように思っておりますし、これ橋場議員さんについて限りなく無料にせということになってくると、資材代も全てもちろん「タダにせ」ということになりますから、私資材に関わるものについては有料になりますということを行っているんで、独立採算という事は今は業者の方々にいっておって、これはこれも限

りなく業者の方々に「はい、タダです」と言ったらおんぶに抱っこです、行政ですから、これはきちつとしかなきゃいかん。そしてきちつとした中で努力をして頂き、そこに春のときは燃料費はどうかと聞いたけども、全てかかるものはそれは業者の負担ですと、こういうふうに申し上げてきているんですから、余程これはこの町民のこの文化活動のためにはこういうふうにしたほうがいいんでないか、運営の中でまた皆さん方と相談申し上げていきたい、そのように思っております。

それから2点目、ちょっと聞き漏らしたので職員の何かを言ってらっしゃったんだけど、ちょっと私も助役もちょっと聞き漏らしたんですが、後でそれ聞かせて頂きますけども。

それから公民館の条例でありますけども、「すべて無料にせ」とは、教育委員会と共催については無料になるわけでありますから、今のカラオケ、ダンスについては教育委員会と共催とは思ってない、必ずしもそうになってないと思っておりますので、ですから問題はやはりその行なう行事によって無料になったり無料にならなくなったりする場面もこれからも出てくると、今すぐではないですよ。あの公民館の今の姿のままでは有料とはならんでしようけども、やがては他の施設と遜色ないか、むしろ良くなった時にはそれはやっぱりそれなりの負担も伴うと言うことを今申し上げたところであります。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々ー 3番、4番はこれ以上言ってもしょうがないので、ただ意見、私の感じとしてはこれは失敗したらどうなるのかというような感じもあるものですからきつく言って、しかも町民の文化向上、芸術的な要求を満たすという意味では非常に場所が悪いということをつくづく思っています。町民の皆さんからもそういう言葉を聞いてますから。

それともうひとつ4番目のサークル活動といっているんです。町の条例ではないんです。法律に基づいて町の条例は出来ますけれども、法律のものはサークル活動に対して自治体やそういうもの、国や自治体がきちつと手助けを下さい、努力・要求、要望がちゃんと書かまっていますから、それは今日ちょっと今法律そんなことになっていない、持っていないけど、教育委員会は知っているはずですから、それで何でもかんでもタダにすれと言ってません。いろんな公民館使うときだって、それ以外のもの金取られているわけですから、そんなふうにはひとつもう一度基本なる法律を見て頂きたいと思えます。

5番目に入りますが、6番は大体何にもまだ出来てないという答弁みたいなので6番は省きます。本当に冬になると深川へ行く途中、秩父別と沼田間はもう大変な状況で、恐ろしい状況。今年も事故がありました。ここに防雪柵を設けてもらうようにやっぱり国に要望するべきでないかと、こういうふうに思えます。これは関係市町村、共同でやらなきゃならんと思うのですが、この要望を今までしたことあるのか、それともちょっと聞かせて頂きたい。

それから国道 275号線の市街を通っているところ、私達共産党の市町村の議員が6月5日に60人ばか

り集まりまして、対道交渉やりました、道との交渉。道の方から大体部長だとか課長補佐が出てきて対応したんですけども、この口の問題は道ではなくて開発局なんです。北海道開発局にもその時は30人ぐらい行きまして、個別にいろんな問題要求したんです。この問題について特別に時間もなくて、特別に今決めてほしいという人は廊下でということで、私は道路維持管理の課長補佐と話してきたんですけど、道の方はこういうあれなんです。例えば、沼田に対する認識というのは公営住宅去年建てたところ、入居したところは「ボンゴ車が車庫に入らないよ」と、「一体どういうことなんだ」と、「沼田町の課長は、いやきっと設計をした人がボンゴ車持ってなかったからあんな事になったんだらうと、こう言ったけどもとんでもない話で、一体どこに責任あるのか」とか言いましたら、道営住宅については原則として屋外駐車場というのが原則だそうです。それで、北海道ではじめて沼田町は雪が多いというところの下に車庫を、住宅の下に車庫を設けたんですって、それで今年のところはボンゴ車も入るようになっているんだそうです。そういうことで答弁あって、一体どこに責任あるんだということについては笑って答えませんでしたけれども、道の方はこういう認識なんです。ところが開発の方では、いや、その二回しか予算を持ってないんです、ここね。「それじゃ足りないよ」と言ったら、「いや、札幌市も二回なんです」と言うから、「冗談でないですよ」と、「沼田と札幌と同じにされたら困るから、絶対三回にしてくれ」ということで要求してきました。ひとつですね、これは町としては沼田町だけでなく豪雪地帯の市町村と共同して、やはり三回以上に予算を組むように要求すべきでないかというふうに考えているんですが如何でしょうか。

それから旭寿園の問題ですが、せっかく介護センターを、補助センターを作ったけれども、実際に行って見て入っていったどこだか分からないような状況なんです。やっぱりあそこ、食堂を別にしてもっと広いところで事務をやり、あそこにはもうあれですね、保健婦さんも行っているし一人行って、それからヘルパーさん達が行っているようですから、そして相談室はあんまりちょっとパツとしないので、広げてやってやはり食堂をやっぱりどこかへ改築するという必要がどうしてもあると思うです。そういう点で考えているかどうかをお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 町長。

○町長（篠田久雄町長） まず後から担当課長からも答えさせますけども、旭寿園の問題につきまして、食堂の関係につきましては各部屋の関係もありますから色々また検討させて頂きたいと、そう思っております。

それから国道の除雪については、なお担当課長からも申し上げさせていただきますけども、確かに二回はありますけども沼田につきましては三回行ってから、除雪も毎年雪が同じということはありませんけども、特別沼田はやってもらわなきゃいかんという事で申し上げて三度の事がたびたびあります。そ

れは相当必要性といえますか、相当増えたときにはそんな事ご状況になっておりますので、申し上げておきます。

○議長（吉尾政春議長） 建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 私の方から道々の沼田、秩父別間の問題と、国道の排雪の回数についてご説明申し上げたいと思いますけれども、過去に何年前かちょっと分かりませんが土現の方に秩父別、沼田間の、要するに北西風の風で非常に交通障害、或いは交通事故、吹き溜まりがあつて通り抜けが非常に困難と、その中を無理をして通つてきて交通事故を起こすというような状況が皆さんご存じのとおりのご状況でございます。その辺、過去に土現の方にも対策について要望をしたような経過がございますけれども、実際沼田大橋を渡ってから原田さんのあの交差点まで、あの間が非常にひどいということで土現の方には説明をしてきております。ただ、土現さんの方としてはどうしても暴風雪柵を作る、設置するというような方向で一時地元と話をした経過があるようでございまして、ただ両サイドが農地でございますから暴風雪柵を設置することによって雪が農地にかなり溜まるということで地元の了解を得られないというような状況もあるようでございます。それで土現さんとしては非常に苦慮しているようでございますけれども、昨年から少しでも交通の目印になるといいますか、オーバーハングの矢印が点滅できるようなものに取り替えてきている、努力はしてきて頂いているんですけども、しかしながらそれだけでは十分ということではございませんので、隣の秩父別町とも今後また協議をしながら改めて要望して参りたいというふうに考えてございます。

2番目の国道の市街地の排雪については、実は北空知管内の市町村、それから開発、警察署、土現と集まりまして、除雪の担当者が集まりまして除雪対策連絡協議会という会がございます。これ除雪の時期に交通事故の問題等がございまして、どういう方法でやっていくかという協議をするんでございますけれども、警察の指導を受けながらそういう会がございまして、その中で沼田町については国の予算といえますか、排雪予算が二回しかない中で先程町長も言っておられましたけども、特別多いときには三回やって頂いたりしている事がございます。ただ、それだけではなくて町が既に四回、五回と排雪を重ねている状況になってきている訳です。それで地域住民としては不公平が生じるので、どうか三回、四回と国もやって欲しいという陳情を何年前からしているところでございますけれども、如何せん沼田だけがそういう話をしてきた経過がございました。ただ最近になりまして、昨年辺りは秩父別町もそういう話が出てくるようになりまして、これ等についても札幌とこの地域、豪雪地帯とそれから雪の少ない地域を同じにされても困るという話もしてございます。たまたま札幌に大雪降ったときにはこの辺の予算を全部持っていかれているんです。逆に回数少なくなるといった経過もございました。そんな事で、そういう他町村も回数増やしてきている町村もございますので、その辺と連携を取りながらまた連名で

陳情書を、或いは要望書をまた作成して開発の方に要望して参りたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解のほど宜しくお願いします。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、町長に対する一般質問を終わります。

次に教育長に対して一般質問を行ないます。通告順に順次発言を許します。2番橋場議員、教員住宅環境についてを質問してください。

○2番（橋場議員） 高校の教員住宅の周辺なんですが、これ道の仕事なんですけど、道がやるべきことなんでしょうけれども、側溝の整備されてない部分があるんです。ちょっと先生方も草をちょっと刈ってもらったらいいなとか思うんですが、そういうところをもうちょっと道に対して要求して先生方の住宅がこう気持ち良く住めるような状況を道に要求するようにして欲しいと思うんですが、如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 教育長。

○教育長（久本博美教育長） 高校にご質問の通告がありましたので、高校の実態をちょっと調べさせて頂きました。教員住宅、沼高には19戸建てておりまして、かなり古いものもありますけども最近順序よく、あるローテーションをもちまして建て替えをさせて頂いているようなんですけども、どうしても入れない建物が3戸ほどありまして、現在3戸が空き家ということで16戸入っておりますけれども、先生方全部で23名おりましてその内沼田に19人が独身寮というのがありますから、住んでおりまして、沼田に住民として先生方、定着率といいますか80%越えているというようなことで小、中を通り越してかなりの定着率というふうに、ありがたいと思っているんですけども、今橋場議員からご提言ありました側溝の問題、正直いいまして学校側から相談を受けておりまして私自身も調べてないので申し訳ないんですが、そんな事が校長から、私どもそういうお話を聞きましたというようなことで校長ともお話出来ることかあるかと思っておりますけども、そういう場面で今おっしゃられたような事が必要であればそれぞれの立場のなかでお願いしたいものはお願いをするように努力したいと思っております。ただ、現在校長とまだその事の話がないものですから、私どもからどうするというところちょっと答えられませんけども、そういう場面があればそのような形で、当然理事者と相談しますが、そんな事で進めて参りたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 以上で、教育長に対する一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了致します。

休憩します。

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

15時52分

○議長（吉尾政春議長） 日程第6、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

次の頁に専決処分書がございます。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定め、これを専決処分する。

平成9年3月31日、沼田町長でございます。

次の頁に町税条例の一部を改正する条例が、条文がございますが、この至った経過をちよつとご説明申し上げます。平成9年度の地方税法の一部を改正する法律は3月21日、参議院の本会議において可決成立し、3月28日の交付の予定で、この時点では交付の予定でございました。これに基づく政令、省令についても3月31日の交付でございましたので3月中に議会の開催が出来なかったということで専決処分を致した次第でございます。まずその条例の内容の改正の理由でございます。最近における社会経済情勢等に鑑み、住民負担の軽減及び合理化等を図るため平成9年度の固定資産税の評価替えに伴う、土地に係わる固定負担税の税負担の調整措置並びに道府県と市町村の間での個人住民税及び地方のたばこ税の税率の調整、併せて非課税等特別措置の整理、合理化等の地方税法の改正に伴う町税条例の一部改正でございます。それでこの条文の後ろのほうに、今回の条例の改正の説明資料がございますので、その説明資料に基づきましてご説明致したいと思います。

まず所得税の、個人の町民税の所得税の税率の関係でございます。これは7,000千円を越える金額が100分の11が平成9年度から100分の12になったということでございます。併せて退職所得の分離課税の所得割の税率、これにつきましても平成10年度から100分の11が100分の12になったということでございます。2つほどとばしまして、次の固定資産税に減免から5つぐらいまでにつきましては、町税条例の第71条の削除に伴う条例の繰上げということでそれぞれ繰上げになってございまして、最後の方に固定資産評価審査委員会の委員の定数が従前までは地方税法にしか記載がございませんでしたが、今回町税条例にそれを盛り込むということで定数を3人ということに定めてございます。

次の頁でございます。軽乗用車税の税率のことでございますが、小型特種自動車の中でも農耕作業自

動車が刈り取りの脱穀自動車を含むというものが農耕作業のものということに変わってございますのと、次の身体障害者等に対する軽自動車の減免が従前以外に右のほうに新条例とございますが、④としましてこの分が追加になりました。それから次の1つとばしまして、たばこ税の税率でございます。これは1000本につき従前 1,997円でございますでしたが、今般 2,434円という事で平成9年度からの実施でございます。次の平成7年度分と書いてございますけども訂正でございます。7年でなくて8年の誤りでございます。ここに書いてある、7年というのは全て8年の誤りで、従前平成6年度、7年度、8年で所得税減税がございましたが、この平成9年からはこの減税が廃止になったということで、この平成7年度分の個人の所得税の特別減税が削除されました、条文が、2つの分が削除されました。

次の頁でございます。新築住宅の次に土地に対して課する平成6年度から平成8年度までの各年度分の固定資産税に関する用語が、それぞれ上昇率が負担水準になったことと、各年度の6年度から8年度までが9年度から11年度になったという用語の読み替えでございます。

その次の頁でございます。宅地等に対する課する平成6年度から8年度分までの固定資産税の特例でございますが、これにつきましてもこの旧条例につきましてもそれぞれ3年間の負担調整率がこのような表になってございましたのが、右の新条例にいきまして少しずつその負担調整率が緩やかになったということに、このような数字に変わりました。併せてその下のほうに住宅用地、更に商業用地という事につきましてもそれぞれ右の書いてあるとおりの新条例のほうに移行になりました。

次の頁に、今度は農地に対して課する平成6年度から8年度分までの特例でございますが、これも6年度から8年度までが6年度から11年度までということに伸びたのと、それぞれ負担調整率が右のほうの区分に変更になった次第でございます。

その次の頁でございます。特別土地保有税の課税の特例でございます。これにつきましても平成6年度から8年度までのものが9年度から11年度までにそれぞれ変わったのと、この下のたばこ税の税率の特例で旧3級品の紙巻たばこでございますけど、これにつきましても 948円が 1,155円に変わりました。この下の個人の町民税関係でございますが、土地の譲渡に係わる特例と致しまして8%が9%になりました。更に町短期所有の譲渡に係わる特例措置が63年度から10年度までが5年間延長されまして、平成15年度までということで税率も11から12に変わりました。その次の次で、短期譲渡につきましてもこれは短期は8%から9%。次の次でございますけど退職所得に係わる町民税の特別徴収税額の中で、下の 4.95%—279000円が 5.4%—342000円と、このように数字に変わったというものがこの地方税法の改正に伴う町税条例の主な変更になったものでございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） これは国で決めたことだから仕方がないということなんですけれども、特別減税の部分が廃止になった訳です。私達はこの国のこのやり方に対して反対しておりましたので、私はそういう意味でその部分が入っているので、この条例に反対を致します。

○議長（吉尾政春議長） 他に。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。日程第6、承認第2号は原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第7、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

次の頁に専決処分書が書いてございます。専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって平成8年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり専決処分する。

平成9年3月31日、沼田町長でございます。

まず別冊平成8年度沼田町一般会計補正予算（専決第3号）でございます。これに至った経緯をちょっとご説明申し上げます。平成8年度の最終補正予算につきましては、これ3月の定例会でございましたけれども、これは3月7日に提出されましたが事務処理上補正予算の取りまとめにつきましては約1ヶ月前、2月7日で行なわれております。従いまして、その後の歳入歳出につきましては確定されても3月補正に反映されないのが現状でございました。また従前から繰越金は当初予算で5,000千円を計上しておりましたけれども、過去不用額等を調べてみますと約40,000千円から30,000千円の実質収支がございました。一方自治省と、更に道、支庁等の指導によりまして50,000千円以内との指示がございました。この事は50,000千円以上が繰越を生じた団体につきましては富裕団体として交付税、過疎対策事業債に影響を及ぼすということもございます。従いまして、今回一般会計の補正予算を精査しまして3月31日

をもって補正を行い、地方自治法の今回の議会を招集するいとまがないということで専決処分をしたのが経過でございます。

それでは補正予算の内容につきましてご説明申します。補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。ということで、歳入歳出予算の補正でございます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 236,963千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,918,283千円と定める。

第2項は省略致しまして、2条につきましては繰越明許費の補正がございます。

3条では債務負担行為の補正、4条では地方債の補正が、それぞれ4頁に記載されておりますのでお目通し願いたいと思います。

次に歳出の方から順次ご説明致したいと思います。13頁をお開き願いたいと思います。まず議会費でございますけれども、今回補正は 614千円を減額するというので、これは旅費でございます。2款の総務費の中では一般管理費を 1,404千円、これは旅費他のものでございます。これを減額致します。5目の財産管理費、2,599千円の減額でございます。これは共通物品ですとか、職員住宅の修繕費が減ったということでの減額でございます。更に6目で庁舎管理費、161,560千円の増額でこれは庁舎整備基金の積立てを行なうということでございます。22目の生涯学習総合センター費、95,998千円の増額はそれぞれ指定寄付が 400千円とこれに伴う積立金が95,606千円の増ということでございます。賦課徴収費、1,083千円の減額につきましては納税奨励金等の減額がありましたので落としてございます。

次の民生費、3目の民生費でございますけれども、大きなものは3目の町民会館費が 1,655千円の減額、これは需用費ですとかその他もろもろのものを精査した結果集まったのがこれだけの減額でございます。6目の老人医療費、老人保健の繰出金の減がありましたので 5,592千円を減額致しております。

次の15頁の方でございます。農林水産業費でございますけれども、13目の道営事業費、これがそれぞれ担い手関係の整理整頓を致しました結果 903千円が増額ということでございます。

8款の土木費でございます。大きなもので1目の道路橋梁維持費でございます。これが自動車の借上料、これ除雪車の借上料が減ったということで 2,952千円の減額でございます。

次の16頁の消防費でございますけれども、これも印刷製本費等が落ちたということで 597千円減額しております。

教育費につきましても、それぞれ総務費、事務局費、小中学校費、それぞれ不用額等がございましたので款全体では 1,502千円の減額ということでございます。

又、12款の職員費でございますけれども 3,724千円の減額でございますけれども、大きなものと致しましては超過勤務手当が予定していたよりしなかったということで減額させてもらっております。

以上が支出の方で、次の収入の部でございます。収入の部は9頁をご覧いただきたいと思ひます。9頁の方でまず、収入につきましては一応地方交付税等の一般財源の確定が補正増したと、起債の決定額を上げ、更に整理整頓致したということで、町税につきましてもそれぞれ町民税が1,973千円の個人、法人の1,329千円の増額がございました。譲与税関係では、まず自動車重量譲与税が1,772千円の増額、地方道路譲与税が1,622千円の増額でございます。自動車取得税交付金につきましてもそれぞれ確定の結果3,073千円の増額でございます。地方交付税につきましても最終的には特別交付税等が入りまして123,777千円の増額という事でございます。

11款の国庫支出金でございますけれども、これは土木費の国庫補助金でございます。雪寒建設機械の購入事業費補助金が減額ということで15,278千円ほど落としてあります。これは3月の補正で既に過疎債にして対応してございますけれども、結果的にこの補助金は残しておきましたけれども、結果的に補助金が付かなかったということでございます。

12款の道支出金。これは生活バス路線運行費が734千円増えたということでございますのと、13款の財産収入でございますけれども生産物売払収入、これは農産加工品の売払収入が6,293千円増えました。

次の11頁でございますけれども、寄付金でございます。生涯学習センター、更に社会福祉基金の指定寄付がそれぞれ400千円、100千円ずつございましたので増やしてございます。

17款の諸収入でございますけれども、産炭地域振興臨時交付金でございますけれども95,598千円の増でございます。

あと18の町債でございますけれども、それぞれ起債の指令がきましたということで土木債、更に教育債、一般公共事業債をたしまして15,700千円の補正の増ということで、内容につきましてはそれぞれ右の方に説明欄に書いてございます。

以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑を入ります。質疑ありませんか。5番。

○5番（吉田俊一議員） はい。今の11頁のところですが、産炭地の交付金、これはまた続きますか。今後の見通しはどんなふうになっているか、ちょっと教えてください。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） この事業は従来からご説明申し上げておりますように、産炭地の事業、私どもの町がやっている事業に対しての加算分でございますから、あくまでも通産省の補助だとか色々な問題がありまして今度の見通しで幾らもらえるという状況ではなかなか言えないといひますか、国の予算との関係とがありますから、そういう状況になっております。

○5番（吉田俊一議員） 分かりました。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第3号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第8、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） 承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成9年6月19日提出、沼田町長。

専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定によって平成8年度沼田町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）を別冊のとおり専決処分する。

平成9年3月31日。

別冊の専決処分書の予算書でございますけれども、1頁でございます。平成8年度沼田町老人保健特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

平成8年度沼田町老人保健特別会計の補正予算（専決第1号）は、別に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,592千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ797,599千円と定めるものとでございます。

第2項は省略させていただきます。

今回の専決の関係でございますけれども、歳出の医療給付費の清算に伴いまして支出が増えた訳でございますけれども、この支出が増えた分につきまして支払い期日が3月26日ということで指定されておりましたので、定例議会後の日程等ございましてそういう事で専決をさせて頂いた次第でございます。

今回の歳入については、補正の歳入につきましては、支払い基金の交付金、それから国庫道負担金の確定によります増となりまして一般会計からの繰入金を減額をさせて頂きました。

歳出につきましては、予定より医療給付金が不足した分の補正を不用額について減額をしたということでございます。それでは歳出の方から説明をさせて頂きます。

7頁でございます。医療諸費でございます、今回の補正額 4,592千円、これは先程も申し上げましたけども医療給付費の関係が 4,923千円、医療給費が不足となった関係で先程も所謂支払日の指定されているということで専決した、処分したという事でございます。あとの医療費の支給費でございますけども 302千円減額をしてございます。これは医療費の関係で減額になってございます。これも支払い審査の手数料の関係も29千円減額してございますけども、これは審査支払手数料が減ったとこととでございます。件数が減ったということとでございます。

それから歳入の関係でございます。5頁でございます。医療費の交付金でございます 197千円、補正増してございますけども、これも医療費の交付金の確定によりまして増の補正をさせて頂いてございます。それから国庫支出金の中の医療費負担金でございます 7,512千円の増でございます、これは国庫負担金の確定に伴いまして増えた分について補正をさせて頂いてございます。それから道の負担金でございます 1,878千円の増でございます。これも負担金の確定に伴うものでございます。

次に6頁でございます一般会計の繰入金、減額で 5,592千円。これは国庫道負担金確定に伴いまして一般会計からの繰入金を減額させて頂きました。第3者納付金でございます、補正額 597千円。これ交通事故の関係の取扱いでございます、第3者からの納付金が増えました分増額、補正をさせて頂きました。

以上でございます。宜しくお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 6頁の一般会計繰入金が 5,592千円減りまして、国庫支出金が 7,512千円増えたという関係。これは制度が変わったからか、それとも最初の計算違いなのか、この辺りちょっと聞かせて頂きたい。

○議長（吉尾政春議長） 民生課長。

○民生課長（半田昭雄課長） この時期に毎年確定時期の指定がくるんですけども、制度が変わったということになしに当然医療費この増減の関係ありますから、そういった関係で向こうで清算してくるんですけども、その金額が決まった関係でこの金額になっているということとでございます。細かい数字につきましてはまた算出法があるんですけども。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 私もちよつと調べてなかつたんですけど、恐らく所要額で大まかなこう申請をして出してますから、それで確定しましてこれ多くもらってますと9年度、翌年度また返さなきゃならんというそういう繰り返しになりますので、恐らくそういう原因だと思いますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。承認第4号は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、承認することに決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第9、議案第29号、沼田町道路線の認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第29号、沼田町道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定によって沼田町道路線を下記のとおり認定する。

記。整理番号、157、158でございます。路線名、五カ山工業団地線。158が沼田排水機線でございます。起点。1番目の157番、五カ山工業団地線でございますが、起点が北竜992の27から終点が北竜992の44でございます。この延長につきましては、105.78m、幅員4m、有効が記載してございませんけれども4mで造成が6mでございます。158番につきましては、排水機線が起点が北竜の1665の1番地から同じく北竜の1881の2番地でございます。延長694.38m、造成幅員、或いは有効幅員につきましては4mの6m部分でございます。

平成9年6月19日提出、沼田町長名でございます。

次頁に路線の位置図がついてございますのでお目通しを願いたいと思います。

宜しくご審議頂きたいと思います。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見あ

りませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第29号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第10、議案第30号、沼田町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(市橋忠晴課長) 議案第30号、沼田町課設置条例の一部を改正する条例について。沼田町課設置条の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長名でございます。

次頁をお開き頂きたいと思えます。沼田町課設置条例の一部を改正する条例。沼田町課設置条の一部を次のように改正する。第2条中水道課第1号の次に、次の一部を加える。2として、給水に関する事項。附則。この条例は公布の日から施行する。でございます。

提案理由でございますけれども、町長の一般行政報告にもございましたように、本年度山村振興農林特待事業によりまして中島地区、共成2でございますけれども、かんすいの施設工事を予定しております。現水道課の課設置条例では、下水道事業のみとなっております、上水道業務につきましては公営企業会計となっております。従いまして、今回の事業につきましては一般会計の中で処理をされるという事から、水道課の文章事務の中に給水に関する事項を加えるということでございます。

宜しくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第30号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第11、議案第31号、沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由を求めます。総務課長。

○総務課長（市橋忠晴課長） 議案第31号、沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町職員に対する寒冷地手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長名でございます。

次頁にあります、条例につきましては朗読を省略致しまして、提案理由につきまして説明を申し上げたいと思います。寒冷地手当の改正につきましては、寒冷地に在勤する職員の冬期間における寒冷地、積雪による暖房料、燃料費等、生計の増数分を補填する、支給する手当でございます。この事を踏まえまして基準額の固定化など、手当の主旨にあった仕組みとして適切な水準を改めるということで昨年の9月20日人事院の勧告に基づきまして本町においても国に準じて改正を致したく、条例を提案した次第でございます。尚、この改正内容につきましては空知管内統一致しまして、提出しております。条文の要点のみ説明申し上げますけれども、ここに記載してあります第4条の第2項の改正の内容でございますけれども、従前の寒冷地手当につきましてはご承知のとおり本俸+扶養手当×100分の30+定額+加算率と、こういう事で支給されておりましたけれども、この現行によりますとまず定額に、定率から定額に変わったということがまず第一点でございます。それから世帯区分でございますけれども、今までは3区分、扶養親族のある職員、それから扶養親族のない職員、その他の職員ということで現行の条例でございました。今回改正後につきましては、扶養親族が3人以上ある職員、これが163,700円、扶養親族が1人または2人ある職員、これが136,500円、扶養親族のない職員が82,900円、その他の職員が59,200円という事で従前3段階ありましたものが4段階になったという事が第2項の改正点でございます。施行期日でございますけれども、この条例は公布の日から施行するということでございまして、次に基準額に関する経過措置ということで記載してございますけれども、これ長々と記載してありますけれども平成8年8月31日を基準日と致しまして、現在積算された支給額、今回の改正で支給された金額計算致しまして、それに似まして今回かなり差が出るということでその経過措置として激減緩和措置ということで次の頁をお開き願いたいと思いますけれども、一番最後に表が載っております平成9年から平成14年までということで、それぞれ10,000円から90,000円ということが載っております。今の国の条例でいきますと、かなり寒冷地手当が落ちてくるということで一気に落ちることを防ぐために激減緩和措置ということで平成9年度におきましては基準額から10,000円を減じると、10年目については20,000円、11年目には30,000円という事で、7年度目から新しい基準に移行していくということの要点で

ございます。尚、支給日でございますけれども、従前は8月31日支給日でございましたけれども一月ずれて9月30日に支給するというので、これは条例ではうたってございません。規則でうたっておりますので、規則のなかで改正をするという事でございます。以上でございます。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第31号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 日程第12、議案第32号、沼田町公園条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（藤間 武課長） 議案第32号、沼田町公園条例の一部を改正する条例について。沼田町公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長名でございます。

次頁をお開きください。沼田町公園条例の一部を改正する条例。沼田町公園条例の一部を次のように改正する。第2表中緑ヶ丘公園の項の次に次のように加える。幌新農村公園、沼田町字幌新 381の1番地。弁天ふれあい公園、沼田町南1条4丁目 197の12番地。附則、この条例は公布の日から施行する。

提案の理由でございますが、中山間事業で二箇所の公園が造成されました。町の方に財産が移行されて参りました。町の公園の管理も含めまして条例化をし、管理をして参りたいというふうに考えてございます。宜しくご審議のほどお願い致します。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り

り致します。議案第32号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長(吉尾政春議長) 日程第13、議案第33号、普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(藤間 武課長) 議案第33号、普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例の一部を改正する条例について。普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長名でございます。

次頁をお開きください。普通河川及び堤防敷地に関する料金徴収条例の一部を改正する条例。普通河川及びその堤防敷地に関する料金徴収条例の一部を次のように改正する。第4条中「一万円以下の罰金」を「三万円以下の罰金」に改める。この条例は公布の日から施行する。

これの提案理由でございますが、機関委任事務ということで河川の罰則関係が機関委任事務で町の方に委託をされています。河川の堤防敷地等で行なう行為について違反があった場合には、今まで、現在までは一万円以下という事ございましたけども、法の改正によりまして罰金刑で一万円以下というものがなくなりました。一万円以上ということで改正されているようでございます。その上級官庁の指導によりまして今回「三万円以下の罰金」に改めるものでございます。宜しくご審議のほどお願い致します。

○議長(吉尾政春議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第33号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

暫時休憩を致します。

16時32分

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

16時33分

○議長（吉尾政春議長） 日程第14、議案第34号、沼田町公営住宅条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 議案第34号、沼田町公営住宅条例について。沼田町公営住宅条例を別紙のとおり提出する。

平成9年6月19日提出、沼田町長名でございます。

沼田町公営住宅条例につきましては、国の法律が昨年5月31日公布されました。この公営住宅法の一部を改正する法律が制定された結果、全国市町村公営住宅を持っている自治体はそれぞれ今年住宅の改正を行なっております。まず国の改正のポイントでございますけれども、これにつきましては昨年の定例会、今年の3月定例会にそれぞれご質問がありまして私の方からも説明しておりますので、簡単にご説明申し上げますと、まず4つほどございまして家賃制度につきましてでございますけれども、入居者の収入や住宅の規模、立地条件、築年数などに応じましてきめ細かな家賃設定を行なうということで、今までの収入が減少しましても家賃がそれに伴って安くなるというようなものが家賃制度でございます。更に収入の申告につきましても毎年度申告をして、それに対応するという事でございますのと、入居資格でございますけれども一種、二種が廃止された結果、一定額以下の収入であればどの公営住宅でも、今までですと二種でないといえなかった方でも一種から二種、それ等は廃止されたということで入居が可能となりました。更に高齢者や身体障害者の方につきましても、それぞれ自治体の裁量で年収が約1,000千円ほど上回る場合でも入居が可能になったと、3点目は福祉への対応と致しまして社会福祉法人等に使用を認めたということと、最後4点目でございますけれども自治体の自主的な政策を支援するという事で、過疎地域等ございまして単身者であっても入居が可能となったという、この公営住宅法の改正に伴いましての沼田町の公営住宅法の全文改正でございます。それで条文が一章から六章までございまして、旧条例は30条の条だてでございましたけれども、今回新条例は57条の条だてということでそれぞれ一部改正でなくて全文改正をしました結果、条文が相当長いので今お手元に配付致しましたようなポイントを上げてございますので、それに基づいてご説明申し上げたいと思います。

まず6条関係でございますけど、入居資格でございますけれども、従前までは男性の方が60歳以上、女性50歳以上から、これは単身でございますけれども入居できたのでございますけれども、今回男女50歳以上であれば単身入居可能ということになりました。尚、過疎地についても同居者がいなくても入居が可能ということでございます。更に収入要件につきましてもその一定額ということで、これは毎年政令で変更されますけれども平成9年度につきましては月収200,000円ということになってございます。あと

13条、14条につきましては法改正の法文に規定されたことによって町の方にも条文化をしたということで、15条3番目の収入申告でございますけれども、この申告につきましてもそれぞれ基準日を設けて収入申告を頂くということで、この基準日につきましては規則で定めるということで、これからこの条例が通ったのちまた規則を定めながら対応していきたいと思っております。次の2頁でございます。一番気になるものが家賃でございます。16条関係につきましては家賃の決定ということで、毎月の家賃はそれぞれ収入によりまして近傍同種の住宅の家賃以下で政令に規定する方法で算した額とするということで、それぞれ規則でもって定めるということになってございます。また家賃の減免につきましても、従前からございますけれども、この17条関係では条文は変わりませんが減免の基準が変わるということで、これも規則で定めてあるということとなっております。また家賃の納付の18条関係でございますけれども、従前までは25日ということでございますけれども今回末日ということに致しました。次としまして、8番目の入居者の保管義務でございますけれども、15日以上住宅を使用しないときは届出をしなければならぬとあったのを1カ月ということに変更になりました。また、9番目でございますけれども24条、25条関係でございますけれども、収入の超過者と高額所得者ということで区分けを致しまして、収入超過者につきましてはこの金額、平成9年度は200,001円を越えた方が引き続き3年以上入居していることが収入超過者ということになり、更に高額所得者と致しましては引き続き2年間高額所得者、平成9年では397,000円を越え、かつ5年間入居している人ということに位置づけまして、高額所得者につきましてはそれぞれ住宅を明け渡し、更に収入超過者も努力をするというような事で条例がなっております。次の3頁でございます。12番でございますけれども、高額所得者に対する家賃等でございますけれども、その認定に係る期間は家賃の額と近傍同種の住宅の家賃の額とする事と、明け渡しの請求を受けたときは明け渡さなければならぬということでござります。あと更に13番目では収入、住宅の斡旋でございますけれども、収入超過者に対しての申し出があった場合などは適当な住宅の斡旋を行なうということでございます。あと14、15、16につきましてはここに書いてあるとおりでございます。あと17番につきましては中堅所得者等の使用の時の場合の基準額を定めてございます。18番目の第47条関係でございますけれども、従前は駐車場という事では特に明言がなかったので今回この公営住宅の共同施設として駐車場の管理についての条文化を致しました。また、それに関わる使用料につきましてはまた別に規則で定めるということに致します。あと経過措置でございますけれども、これにつきましては従来の住宅に住んでおられた方につきましては平成10年の4月1日からということで施行になっているのと、新しく出来た住宅につきましては今度の入居からそれぞれこの条例を適応するという事でございます。また先程からも家賃の事でございますけれども、家賃につきましては近傍同種という事で、更にこの近隣、深川市を含めた秩父、北竜町とも色々とそれぞれの自治体の家賃をこう見計らいながら規則で、

それぞれ築年ですとか、収入、もちろん収入が一番主でございますけども、その地域的な利便係数ですとか、そういうものを踏まえながらこれからの家賃を作成していこうと思っております。尚、この規則は今まだ原案作成中でございますけども、何れこれからの常任委員会がございましたらその常任委員会ごとにご説明申し上げまして、皆様のご理解を頂きたいということでございますので、以上説明申し上げご審議頂きたいと思っております。

○議長（吉尾政春議長） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。はい。

○2番（橋場議員） これ改正、せいではないんですけども、非常に複雑な問題があるので、出来れば逐条審議、質問全般でやっていたらちょっと分からないこともあるので、区切ってやらせて頂きたいのですが、如何でしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 区切ってというのは、頁ごとに区切るということ。

○2番（橋場議員） 例えば、頁ごとじゃちょっと無理なんです。入居資格なら入居資格。例えば平成9年度は政令月収 200,000円というんですけど、政令月収にはどういうふうに総額から控除するものは色々あるんです。それ等のことを聞くといったら、全般聞いていたらちょっとその部分忘れてしまうことあるんです。ですから、そういう入居資格については入居資格、収入申告については収入申告ということで質疑をさせて頂きたいのです。

○議長（吉尾政春議長） それでは質疑を受けたいと思っております。2番、それでは入居資格について。いいですよ。

○2番（橋場議員） 家賃の設定について色々あるんですけど、種別が廃止されたら、「高齢者や障害者世帯は入居収入基準を地方自治体の裁量で引き下げることが出来る」と、「年収が約 1,000千円程度上回る場合でも入居が可能となる」というんですけども、この 1,000千円程度上回るけれどもその 1,000千円上回る前の額は一体どういうふうな計算方法になるのか。こういうのをひとつきちっとしてもらわないと、何が何だかさっぱり分からないんです。まず、そこ等一点ちょっと。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 公営住宅法の改正のポイントの入居資格でございますね、これは国の一部改正によるものでございます。で、これはもともと入居資格というものはありますよね、それぞれ所得が。その所得が先程政令が定めるといっていたのが、この下のほうで1番の6条関係の条例に基づくものでございますけども、それが先程いきました政令月収 200千円をさしてございます。ですから、この月収 200千円が年収になおすとそれが当然12カ月かければなりますけれども、それを更に 1,000千円を越えてもこの高齢者や身体障害者の方は入居可能ですよということが国の一部改正の、公営住宅法の改正の主旨でございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 公営住宅法月収というのがある訳でしょう。それが法令収入でしょう。そうすると、法令収入だとするとその法令収入を月額 200千円出すのには、要するにこれでいくと単純に計算したら 2,400千円がこの法令月収というふうになってしまうんです。そうではなくて、控除部分が一杯あるわけです。例えば扶養控除が、例えば総収入から働いたことによって、例えば60〜で所得税法では 650千円までは税金がかからないとか、それで一定の部分控除されると、その残った分で今度は扶養控除があったり年齢控除あったりする訳でしょう。そういう控除のしたあとの 200千円だから一体どの人が、その家族によって高齢収入というものが変わってくるわけです。だから、これだけでは全然説明分らないんです。扶養家族が5人いるところと、3人しかいないところでは同じ収入でもこの公営住宅法の基準収入というのは変わってくるわけでしょう。違うのかい。その点ちょっと聞かせて。

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） そのとおりでございますから、ただ、だから今それぞれ個別、個別今度住宅に住んでいる方々の収入基準がもう全部違ってきます。ですから、収入とは何事かということをご説明申し上げれば宜しいんですけども、まず分母が12でございます。分子はその、例えば色々所得の種類あります。給料の人もおれば、自営業の方はちょっと分かりませんが、そういう方が最終的には課税される金額になります。その課税からそれぞれ今言われました扶養親族ですとか、本人が高齢者でしたら高齢者補助あります。それは所得税法でいっている控除金額と同じです。ですから、自分が例えば身体障害者なら身体障害者の控除もございまして、自分が高齢者ならなおあります。更に、扶養控除から特別扶養もございまして、それぞれ所得税法でいっている控除の金額を引きまして、家族であれば同居にかける、その扶養親族×人数分ですね、それをさっ引いて12で、今分母が12ですから12でわったのが所謂ここでいっている月収という事になります。よろしいですか。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 次に移ります。特例として過疎地については同居者がいなくても入居可能となりますと、これちょっとおかしいんです。例えば、どういう意味いっているのか。上でいうと、男女50歳以上であれば単身入居が可能となります。尚、特例として過疎地については同居者がいなくても、これは50歳以下でもという意味なのかどうか、それちょっと説明してもらわないと困るんです。

それから家賃の減免については、減免の基準が変わりましたと、どういうふうになったのか、これ分らないので。

それから「収入超過者は住宅を空け渡すようにつとめなければなりません」と、こう書いてあるのだけれども、一体沼田町で空け渡したらその人どこに行けばいいの。民間のそういう借家ってないんです。

そうなるかと確かに超過になると超過料金取られるんですけど、ところが2倍も取られるということになればとっても入ってられないんです。そうすると、そういう過疎地の人でその収入の高い人はどっかから移って、通ってこなかったらならんということ結果出来る訳です。こんな事についてどういうふうを考えていくのか。本当に、非常に矛盾しているのは、例えば家族がたくさんいると、これはひどい言い方になるかになるかしらんけれども住宅いたむのが多いんです。ところが収入、要するに法定収入でいうとずっと少なくなりますから、控除がたくさんあるので。そうすると、家族2人できちんと住んでいてきれいに住宅持っている人の方が家賃を高く納めなきゃならん、こういう変動家賃ですから矛盾が出てくるんです。これ非常にとんでもない法律だと思っているんですが、それ等の辺りの裁量権というのは町長にあるわけだから、そういう調整をどういうふうにしていくのかちょっと分からないんです。

それから近傍同種の住宅の家賃と、

○議長（吉尾政春議長） ちょっと待ってください。先に答弁してください。はい、財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） あまり続けて言われるとこちらもある。それでは先程の単身者の方々ですけど、その特例として過疎地について同居者がいなくても云々と、これは附則の第7項こうたってございます。これは新しい制度でございまして、例えば人口の減少が深刻な問題となっている過疎地、まあ特に沼田町もそうなんですけど、従前までは単身者住宅を建てて入ってもらったんですけどもそれすらもびっちりということで、今回そういう過疎地、もしくは離島ですとか、そういう所の自治体につきましては町村長の裁量によりまして公営住宅でも単身の方が若くても入れるということでございます。

それから収入の関係で、その収入の基準超過者ですね、超過者につきましてもそういう名前を一応収入超過者ということでございますけども、いきなり「出ていってくれ」ということではございません。

「収入超過者は住宅を明け渡すようつとめなければならぬ」という、これはその、そういう条文でございまして、なるべくということぐらいです。更に先程も説明しましたが、そういう斡旋、もし申し出があった場合は適当な住宅の斡旋を行なうということで、これは町の条例こうたっておりますので、当然そういう事をしていかなければならないということで、特定有料住宅というまた制度もございます。これにつきましては中間所得層の上の方、例えば勤め人ですとか例えば人事異動がございまして沼田町にその例えばサラリーマンの中堅、もしくはその相当の方が来られた場合におきましても対応できるような住宅をこれから、町がこれから建てていかなければならないということになろうかと思っておりますので、その件につきましてはまた将来住宅建築があるということでございます。

○議長（吉尾政春議長） 本日の会議時間は、議案第34号が終了するまで予め延長致したいと思います。休憩します。

○議長（吉尾政春議長） 再開致します。

16時58分

○議長（吉尾政春議長） 他に、はい、2番。

○2番（橋場議員） ちょっとお伺いしたいんですけど、減免規則についてなんですけど、町長の判断によって減免を色々考えるということなんです。ところが、道営住宅の方はきちっとした減免の規則があるわけなんだけど、それはかわってないんでしょう。どういうふうになったか分かりますか、減免規則

○議長（吉尾政春議長） 財政課長。

○財政課長（平木昭良課長） 道営住宅につきましては、やはり従前と同じでございますけど、まあ町につきましてもこの間規則改正致しまして若干いただくということで改正になりましたので、今回またこの条例通りしました後は先程説明した通り減免の基準は改めて規則で設けたいと、ただ従前までですと家賃はそれぞれその団地ごとに定額でございましたから、多分低所得者の方につきましては多い、高いという人もいけばある程度所得のある方だったらこの程度なら払えるという方もおりましたけども、今回その所得に応じて家賃が個人、個人変わっていきますので、逆にいえばその方につきましては逆に家賃の設定が低くなるからさほどと思っておりますけど、一応規則、従前ございましたのでその条文も含めて規則で改めて作るということでございます。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再一 3月議会で規則をこういうふうにしましたという説明があったんです。それで、ようするに収入が生活保護基準の1.5倍以下の人に対して収入を12でわった、その値に対して5%の家賃を設けるという形で減免規則を変えたわけなんです。そうすると、実はこういう事が出来ているんです。さっき杉本議員は年金を2,000千円程度なんて言ってましたけど、2,000千円ってもらっている人いないんです、70歳過ぎたら。大体年収で500千円から、少ない人は300千円なんです。ところがこの人達からも12でわって5%とっているんです。それで、職員のとこへ行って「ひどいぞ」と言ったら、「それなら生活保護受けたいいいでしょう」と、こういう事なんです。これはちょっとひどい暴言だと思うんですけども、年寄りの人達が少しでも老後、自分の子供たちに世話にならないようにとって皆その葬式代ぐらいもっているもんなんです。そうすると、これも全部吐き出さないと生活保護受けられないんです。だから、その人達は月50千円しかもらっていない、もう本当に大変な状況で生活しているけれども、生活保護よりずっと低いんです。70歳代だったら生活保護をもらおうと88千円ぐらいなんで

す、月。それが年金で50千円ぐらいしかもらってないんです。この人達を、同じあれで5%取られちゃったら本当に大変なんです。この間私は生活保護の人に、緊急入院した人を申請したんです。そうしたら、今もう大変なんです。俺のところ「あんた、誰から頼まれた、その人に頼まれたのですか。いつ頃から頼まれたんですか。」と、社会福祉事務所からくるんです、電話わざわざきて。係の人も応答できないので、私呼び出されて役場のここに来て対応しましたけど。その後、私の家に来て社会福祉事務所から電話きて、「いや、あなたいつから頼まれましたか。本人かけなかったんですか。」と、こんな事まで。そして、私言ったんです。「あんた憲法読んだことあるのか」と言いましたら、「読みました」というんだけど、それで実際にその人、道と我々の交渉でもって「老人の人達の貯金が300千円まであってもちゃんと認めるんだらう」と言ったら、「いや、違います、200千円です」と、こういうふうになりました。貯金200千円あっても生活保護は受けれるんです。それ以上になるとなくなるまで受けられない、こういう状況があるのでやはり一律に5%というようなことを決めないで、やっぱりその人の年金の状況を見て、もちろんたくさんお金持っている人もいるわけだけでも、そうでない人がいるわけで、そういうところはやっぱり減免規則というのはもっと困った人達を助かるような方向にやるべきではないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（吉尾政春議長） 助役。

○助役（西田篤正助役） 前回もご説明申し上げているんだらうと思うんですけども、公営住宅の家賃の減免を道に併せたときに、これは説明会の段階で道営住宅を同時に進行させましたから同じにしますと説明したのは担当でしている訳です。ところが、係数的に非常に多くなったという事と、道営住宅では建て替えの場合もありうるんですけど、それ以外はないんです。今、減免している規定が適応されるのが、あれは沼田の場合是一种ですからほとんどないんです、入れないですから。ですから、そういう事例からいくと近隣の、今言いましたように今度のあれもそうですけども、北竜、或いは深川、秩父の状況を見ましても今の1.5というのはもう同じなんです。沼田の係数も、係数的にいいますと生活保護の却下された方が上がってきても家賃がゼロになるんです。従来の改正の前のやつですと。そうすると国が最低生活を認めている生活保護基準というのがありまして、それを申請してあなたは所得が高いからということで却下されている方が町の公営住宅の申請を上げると減免の適応になるということ自体がちょっと私どもとしてはやっぱり均衡を欠くだろうという解釈で若干の引き上げといえますか、負担をして頂こうと、そういう解釈で改正をさせて頂いた訳です。

○議長（吉尾政春議長） 2番。

○2番（橋場議員） 一再々 道営住宅でいうと、例えば年金もらっている人、65歳未満であつたら700千円までは収入として認めないんです、規則で。2人でいって1,400千円もこれは収入なしという

事になっているんです。ところが、生活保護よりはちょっと良くなるということなんです。ですから、そういう点ではもうちょっと、例えば80千円、100千円もらっていても大変だと思うんです。生活保護受けてない人でそういう人いるんです。そういう人達のことをひとつ考えてほしいと思うんですけど。

○議長（吉尾政春議長） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。2番。

○2番（橋場議員） 私は反対の立場で討論致します。本来、この住居というのは非常に人間が最低生活をしていくという上で非常に大事なものであって、それを保障するために公営住宅法が出来て、公営住宅を、住宅を国や自治体が提供するという立場だったんです。それが低額からそのおうのう主義になって、同じ住宅に入りながら違う料金を払わなければならん。しかも、そのさっき言ったように実際にはあの住宅が非常にいたむような人達、家族の多くの人達が入っているとそこは安くなって、そしてあまり汚さない人が高くなると、いろんな矛盾があるんです。ですから、私はやっぱりある程度低額でなければならんと考えているし、それから減免の規則を作る上で非常に道の規則から相当後退しています。私は今回、対道交渉でやれなかったんですけども、皆でひとつ町営住宅や公営住宅のそういう減免に対する道の補助をきちっとやれという要求をしていきたいと思います。その点では理事者もそれをやって、やはり道の減免規則に見習うような方向で努力するべきだと思います。そういう意味では私はこの、ここは割りといひんです。近傍のその家賃というやつでは低いですから、ところがこの法律そのものを認めてしまうと日本国全体の立場で考えると本当に大変なこと起きるので、私は国の法律を反対するという立場からこの規則もやはり反対したいと思います。して、意見を述べ、付け加えておくと裁量権というのがあるので、町長の裁量権を住民の為に最大限に活用することを付け加えておきます。

○議長（吉尾政春議長） 他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉尾政春議長） ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（吉尾政春議長） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉尾政春議長） 本日の会議は、これで延会致します。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (吉尾政春議長) ご異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決しました。
ご苦労さまでした。

17時08分

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員